



死刑囚にたいする制約とその行為能力（フランス、20世紀）

ピカール, ニコラ
福田, 真希

(Citation)

神戸法學雑誌, 73(3):141-188

(Issue Date)

2023-12-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486165>



神戸法学雑誌第七十三巻第三号二〇二三年十二月

死刑囚にたいする制約とその行為能力 (フランス、20世紀)

ニコラ・ピカルル (福田真希 訳)

はしがきと解説

福田 真 希

ニコラ・ピカルル (Nicolas Picard) 氏は、現在パリ第1・パンテオン＝ソルボンヌ大学の19世紀史研究所に所属する研究者である。主な研究対象は20世紀フランスにおける死刑の歴史であり、2016年10月に、1906年から1981年にかけてのフランスにおける死刑の適用をテーマとする学位論文 *L'application de la peine de mort en France (1906-1981)* を提出した。この論文は、2017年に、フランス司法省から、刑事法関連の優秀な学位論文に授与される、ヴァンドーム賞の特別賞を、2018年には、ヴァレンヌ大学協会 (Institut universitaire Varenne) により、優秀な学位論文に授与される、ヴァレンヌ財団賞 (「1870年以降の政治・社会史」部門) を受賞した。その後、この作品は、2018年に *Le Châtiment suprême. L'application de la peine de mort en France (1906-1981)* として出版された。⁽¹⁾ 単著出版後も、ピカルル氏は精力的に執筆活動を行ってお

(1) Picard, Nicolas, *Le Châtiment suprême. L'application de la peine de mort en*

り、Arte や France Culture という、大手教養メディアへの登場や、各地での講演活動でも、その存在感をあらわにしている⁽³⁾。

フランスでは、1981年に死刑が廃止され、2007年には、それが憲法化されているが⁽⁵⁾、死刑の歴史は、現在も重要な研究課題のひとつである。たとえば、2021年には、死刑廃止40周年を記念するシンポジウムが国民議会など各地で行われ、2023年にも、雑誌 *Histoire de la Justice* の第34号で、死刑の歴史にかん

France (1906-1981), IUUV, Paris, 2018.

- (2) たとえば、2017年4月3日のArteの番組『事件記事、新聞一面の歴史』は、「ソレイヤン事件、殺された子供」と題し、ピカル氏のコメントを放送している。また、France Cultureでは、2017年6月25日の『変わった歴史』（「ヴァイトマン事件、公共の広場で最後に処刑された男（ヴェルサイユ、1939年）<https://www.radiofrance.fr/franceculture/podcasts/une-histoire-particuliere-un-recit-documentaire-en-deux-parties/l-affaire-weidmann-le-dernier-guillotine-en-place-publique-versailles-1939-8516331>」）や、2021年9月10日の『歴史講義』（「死刑の廃止、戦いの歴史 <https://www.radiofrance.fr/franceculture/podcasts/le-cours-de-l-histoire/abolition-de-la-peine-capitale-histoire-d-un-combat-2215775>」）などにピカル氏が登場している。
- (3) 最近の講演としては、2023年6月26日に破毀院で行われた「処罰への感情と死刑」がある。この講演の録画は、パリ第1・パンテオン＝ソルボンヌ大学19世紀研究所のサイトに掲載されている。（<https://centrehistoire19esiecle.panthéonsorbonne.fr/actualite/video-revoir-emotions-punitives-et-peine-mort-par-nicolas-picard-cycle-justice>）
- (4) フランスで最後に死刑が執行されたのは1977年2月25日（マルセイユ、ボーメット刑務所）である。受刑者アミダ・ジャンドゥビ（Hamida Djandoubi）の事件については、Salas, Denis, *Le dernier condamné à mort en France. Étude du dossier de Hamida Djandoubi, exécuté à la prison des Baumettes (Marseille, 25 février 1977)*, *Histoire de la justice*, n° 34, 2023を参照。
- (5) 2007年2月23日の憲法的法律により、憲法第66-1条「いかなる者も、死刑の有罪判決を受けない」が追加された。フランスの現行法は、フランス政府の法令検索サイト Légifrance (<https://www.legifrance.gouv.fr/>) で参照できる。
- (6) Colloque internationale : 40 ans de l'abolition de la peine de mort en France, Assemblée Nationale, Paris, 15 septembre 2021.

する特集が組まれた⁽⁷⁾。この特集号には、ピカル氏も寄稿しており、フランスのベル・エポックと呼ばれる時代（19世紀末から20世紀初頭）から、第二次大戦後にかけて、死刑廃止論が低下した「冬の時代」について論じている⁽⁸⁾。

今回翻訳を行ったのは、2023年7月22日に、神戸大学で開催された、法制史学会近畿部会での報告「死刑囚の権利と義務（フランス、20世紀）」である。本誌での発表にあたり、ピカル氏は、タイトルを「死刑囚にたいする制約とその行為能力（フランス、20世紀）」に変更したほか、膨大な註を挿入した。報告はふたつの部分から構成されており、第一部では、20世紀フランスの死刑を取り巻く法制度とその適用について、第二部では、死刑囚と、彼らを監視する看守の関係について議論している。フランス法制史以外を専攻する参加者も多くいたことにかんがみ、ピカル氏は、報告があまり専門的になりすぎないようにと気を付けていたが、やはりある程度の知識を前提にしている部分もあるので、長くなるが、本編の内容を補う形で、解説を施したい。フランス刑法史についてご存じの方にとっては、不要な部分も多く含まれるので、適宜読み飛ばしていただければと思う。

前提として、本報告で扱っているのは、普通法上の犯罪、すなわち、政治的あるいは軍事的犯罪以外にたいする死刑である。当時のフランスにおける参照法典としては、1810年の刑法典と⁽⁹⁾、1808年の治罪法典⁽¹⁰⁾、そして、1958年の刑

(7) *Les chemins de l'abolition de la peine de mort. De Cesare Beccaria à Robert Badinter; Histoire de la justice*, n° 34, 2023.

(8) Picard, Nicolas, *De la Belle Époque à l'après-guerre : l'hiver abolitionniste de la France, Histoire de la justice*, n° 34, 2023.

(9) この刑法典は、中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』法律文化社、2006年に、その後の改正も含めて全訳されている。1810年刑法典は、1994年に新刑法典に刷新された。新刑法典の当初のテキストは、法務大臣官房司法法制調査部により、1995年に翻訳されている。最新のバージョンは、*Légifrance*を参照。

(10) この法典も、中村前掲書に訳出されているが、こちらは当初のテキストのみとなっている。

事訴訟法典がある。⁽¹¹⁾まずは、この法的側面について説明する。

1810年刑法典において、犯罪は重罪、軽罪、違警罪の三段階に分けられている。同法典の第1条によれば、重罪とは、身体刑あるいは侮辱刑に相当する犯罪である。まず、身体刑とは、①死刑、②終身労役刑、③流刑、④有期労役刑、⑤懲役刑である。これらの刑に加え、1832年4月28日の法律は、有期労役刑と懲役刑の間に置かれる刑として、禁錮刑⁽¹²⁾を定めている。さらに、1960年6月4日のオルドナンス第60-529号により、重罪の刑は、①死刑、②終身懲役刑、③終身禁錮刑、④有期懲役刑、⑤有期禁錮刑に改められた。次に、侮辱刑とは、①首枷刑、②追放刑、③市民身分のはく奪である。ただし、1832年4月28日の法律により、首枷刑は廃止された。

軽罪の刑は、1810年刑法典第9条に定められている。それによれば、①懲戒場 (*lieu de correction*) への有期拘禁刑、②一定の公民権、民事上の権利、または家族法上の権利の有期の停止、③罰金刑がある。

そして、違警罪については、同刑法典第4部に規定されており、第464条以下によれば、その刑は、①1日から5日の拘禁刑、②罰金刑、③押収された一定の物の没収である。ただし、1958年12月23日のオルドナンス第58-1297号により、拘禁の最長期間は、2か月（60日）とされた。以上より、報告で列挙された、死刑が適用されうる犯罪は、すべて重罪に分類されるということになる。

重罪、軽罪、違警罪の違いは、訴訟手続きの違いにもかかわってくる。前述のように、20世紀には、治罪法典から刑事訴訟法典への転換がみられた。この二つの法典の連続性および断絶性について、詳しく言及した研究は、管見の限

(11) この法典は、1959年に法務大臣官房司法法制調査部により翻訳されている。

(12) 一般的に参照される法令集 *Duvergier, J.-B., Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil-d'État* には、本法律の条文が掲載されていなかったが、フランス国立科学研究所、フランス司法省、フランス国立古文書館と提携する、刑事法史にかんする電子情報サイト *Criminocorpus* 上で参照することができる。<https://criminocorpus.org/fr/reperes/textes-juridiques-lois-decre/textes-juridiques-relatifs-la-recidive/28-avril-1832-loi-contenant-des-modifications-au-code-penal-et-au-code-dinstruction-criminelle/>

りほとんど見られない⁽¹³⁾。また、それ自体大きな研究課題となるので、ここでは、ごく簡単に、20世紀中葉の重罪裁判手続きを説明するにとどめる。

重罪・軽罪・違警罪は、それぞれ異なる裁判所によって管轄されていた。ナポレオン期以来、重罪は重罪院で、軽罪は軽罪裁判所で、違警罪は違警罪裁判所で扱われた⁽¹⁴⁾。重罪事件は、重罪院に送られる前に、まず、予審にかけられ、起訴を行うかどうか⁽¹⁵⁾が決定される。予審は、予審判事の主導で、非公開で行われる。そこでは、証人や被疑者の尋問など、起訴をするかどうかの決定に必要な証拠が集められる。

起訴が決定されると、被告人は重罪院に送られ、審理が始まる。審理においては、まず、陪審員の宣誓がなされ、次に、被告人の起訴事実が確認される。その後、証人尋問、付帯私訴当事者あるいはその弁護士および検事長の意見陳述、被告人およびその弁護士による反論、さらに、あれば付帯私訴当事者および検事長による抗弁、被告人あるいはその弁護士による最終発言を経て、陪審による別室での評議が行われ、最後に判決へと至る。

報告では、陪審の原理は、民主的要素を示していたとされている。重罪裁判における陪審の利用は、フランス革命期の1790年4月30日のデクレと、1791年9

(13) 管見の限り、わずかな例としては、1958年に、当時の破毀院の部長 (président) ジャン・ブルショ (Jean Bourchot) らによって、19世紀の司法官フォースタン・エリー (Faustin Hélie) の作品を更新するという名目で出された、Bourchot, Jean, Gazier, Jacques et Bouchot, François, *Faustin Hélie, Analyse et commentaire du Code de procédure pénale (Loi du 31 décembre 1957)*, Librairies techniques, Paris, 1958がある。

(14) 2013年の時点での情報となるが、フランスの司法制度を日本語でわかりやすくかつ詳細に説明した文献として、中村義孝『概説 フランスの裁判制度』阿吽社、2013年がある。

(15) 予審判事は、その強い権限から、19世紀以来、批判の対象とされ、2009年には、当時の大統領ニコラ・サルコジにより廃止が提案された。予審判事にかんする歴史学の側からの考察としては、たとえば、Clère, Jean-Jacques et Farcy, Jean-Claude (dir.), *Le juge d'instruction. Approches historiques*, Editions Universitaires de Dijon, Dijon, 2010がある。

月16日の法により決定されたが、その背景には、主権を得た国民の意思を刑事裁判に反映させるとともに、くじ引きで選ばれた同輩に裁かれることで、平等の原則を徹底しようというねらいがあった。しかしながら、報告で留保されているように、かつては、陪審員の候補となる者のリストは、名士にコントロールされることが多かった。したがって、候補者は、一定額の税を納めるなど、ある程度の社会的地位にある者に限られ、現在のように、選挙権をもつすべての者から選出されるようになるのは、1980年を待たなければならなかった⁽¹⁶⁾。また、陪審は、憐みの情に敏感すぎるあまり、無罪の判決に傾きやすい傾向があるとしばしば批判され、ヴィシー政権（1940年7月～1944年8月）の時代に、司法官の影響力が増加されたことは報告のとおりであるが、陪審の影響力を減らそうとする動きは、たとえば、19世紀後半の第二帝制の時代にもみられ、1963年5月13日の法により、重罪の一部が軽罪に転換された⁽¹⁷⁾。

報告によれば、陪審は、有罪か無罪かを決定し、有罪の場合の刑の内容を決めるわけではないにもかかわらず、実際に死刑の判決を下すかどうかの決定は、彼らの判断にゆだねられた。その背景には、日本の刑法とは異なり、当時のフランスの刑法典が、幅広い量刑の幅を認めていなかったことがある。たとえば、謀殺・尊属殺・嬰兒殺・毒殺にたいする刑罰について定めた、1810年刑法典第302条は、これらの犯罪が死刑のみによって罰せられるとしている。1832年4月28日の法律以降、陪審に情状酌量の権限が認められ、死刑以外の判決も可能となるが、それでも、日本の場合のように柔軟に対応できなかったわけではなかった。この法律の第94条によれば、法律が死刑を規定している場合には、終身あるいは有期の労役に軽減されるが、一般的には、死刑よりも一段階下の刑罰である、

(16) Schnapper, Bernard, *Le jury criminel, un mythe démocratique (1791-1980), Histoire de la justice*, n° 1, 1980.

(17) このような、政治による陪審制への影響は、Schnapper, Bernard, *Le jury français aux XIXème et XXème siècles, dans Schnapper, Bernard, Voies nouvelles en histoire du droit. La justice, la famille, la répression pénale (XVIème-XXème siècles)*, Presses universitaires de France, Paris, 1991を参照。

終身労役のみが用いられたのである。

死刑が存在した当時は、重罪裁判にたいする控訴はできなかったので、死刑の判決を受けた者は、破毀申立てあるいは恩赦嘆願のみによって、生きる望みをつなぐことができた。まず、破毀申立てについていえば、治罪法典第 373 条では、受刑者は、破毀を申し立てるために、3 日の猶予をもつと規定されていたが、刑事訴訟法典第 567 条では、5 日とされた。申し立てが行われると、破毀院がその受け入れ可能性を判断することになるが、その間、死刑の執行は猶予される。次に、恩赦嘆願であるが、こちらは、受刑者本人だけでなく、弁護士、さらには、陪審員によっても行われうる。さらに、1830 年 7 月以降、誰も嘆願しなかった場合でも、自動で嘆願が行われるようになっていた。破毀申立てと恩赦嘆願の結果は、第一次世界大戦以前であれば、4 週間から 6 週間後に知らされる⁽¹⁸⁾ことが多かった。恩赦を受けた死刑囚は、あらゆる刑を免れることができたわけではなく、一般的に、男性は植民地、女性は、レンヌ、あるいはストラスブールに近いアゲノー (Haguenau) など、本土内の感化院での終身労役を科せられた。高齢者については、労役ではなく、懲役が用いられた。男性の労役は、フランス領ギアナのサン＝ジャン＝デュ＝マロニ (Saint-Jean-du-Maroni) で行われたが、南の島でのゆったりした生活という一般的なイメージとは異なり、生活条件は過酷を極め、数年で死んでしまう者も少なくなかった。なお、⁽¹⁹⁾植民地での労役は、1938 年に廃止されたため、⁽²⁰⁾1945 年以降は、感化院での、⁽²¹⁾夜間の隔離を伴う労役となる。

(18) Carol, Anne, *Au pied de l'échafaud. Une histoire sensible de l'exécution*, Belin, Paris, 2017, p. 35.

(19) 1907 年に、少女を強姦し、殺害した罪で死刑を言い渡され、恩赦を受けたアルバール・ソレイヤン (Albert Soleilland) について、新聞 *Le Petit Journal* は、南の島でのんびりと暮らすソレイヤンと、ギロチンに向かうソレイヤンの挿絵を対比させ、恩赦に反対した。 *Le Petit Journal*, 29 septembre 1907.

(20) 労役の行われた植民地の様子については、Sanchez, Jean-Lucien, *A perpétuité. Relégués au bagne de Guyane*, Vendémiaire, Paris, 2013.

(21) Picard, *op. cit.*, pp. 532-538.

破毀も恩赦も却下された場合、受刑者は、死刑の執行を待つだけの身となる。執行は、1939年以降は、刑事施設の中で行われたが、それ以前は、1810年刑法典第26条に述べられているように、判決に示されている「公共の広場」で、公開で行われた。19世紀初頭には、アンシャン・レژیームから利用されてきた、伝統的な刑の執行場所、すなわち、町のさまざまな活動の中心となる広場がそのまま用いられたが、その後、死刑の執行は、少しずつ町の中心から外れ、19世紀後半以降は、死刑囚を収容する刑事施設の前で行われるようになった。⁽²²⁾

続いて、死刑の執行の流れについて述べる。治罪法典第375条および第376条によれば、破毀申立ての却下が知らされてから24時間以内に、検事長の命令により、執行が行われる。刑事訴訟法典では、この点は明確に示されていないが、おそらく同様であろう。⁽²³⁾ 執行人は、執行の日の前日に当該拘置所に赴くが、到着次第、検事を訪問し、刑事事件および恩赦部長（*Directeur des Affaires Criminelles et des Grâces*）の申立書を提示するとともに、検事よりあらゆる指令を受け取る。検事は、続いて、執行時の秩序維持のために、警察や憲兵（*Force publique*）の臨席を要請する。受刑者には、当日の朝に執行を知らせることが多かった。このとき、獄衣からもとの服に着替えさせられた。その後、この人は

-
- (22) *Journal Officiel de la République Française, Lois et décrets*, 25 juin 1939, p. 7985. 公開処刑を廃止した、1939年6月24日のデクレは、*Criminocorpus*上に公開されている。（<https://criminocorpus.org/fr/reperes/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-1914-a-1945/24-juin-1939-decret-supprimant/>）その第3条によれば、執行の事実は、それが終わってから直ちに、当該刑事施設の門扉に24時間貼りだされなければならなかった。なお、上述のように、公開処刑の廃止に先んじて、19世紀には、刑の執行場所が町の中心から移動され、その結果、刑の公開性が減少していった。この点については、Taïeb, Emmanuel, *La guillotine au secret. Les exécutions publiques en France, 1870-1939*, Belin, Paris, 2011 ; Fukuda, Maki, *Les lieux de l'exécution publique et la ville. Le cas de Lille, de l'Ancien Régime jusqu'au XIXe siècle, L'urbanité*, n° 5, 2015. を参照。
- (23) それまでは約30名いた死刑執行人は、1870年11月25日以降、フランス本土では1名のみとなった。Bessette, Jean-Michel, *Il était une fois... la guillotine*, Editions alternatives, Paris, 1982, p. 52

家族などに最後の手紙を書くことができた。さらに、希望した場合は、施設内の礼拝堂で、教誨師と会って、告解を行ったり、聖体拝領を受けたりすることもできた。それが終わると、受刑者は、臨席者に伴われ、執行の行われる場所、すなわち、1939年以前は屋外、それ以後は刑事施設内の一角に移動するが、そこに到着する直前にはテーブルと椅子があり、まずはそこに座らされ、ラム酒やたばこが与えられた。⁽²⁴⁾その間、受刑者の手錠は外された。最後のひと時が終わると、受刑者は服の襟を切られるとともに、手を縄で縛られた。そして、ギロチンの待つ扉が開かれた。⁽²⁵⁾

執行には、重罪院の長、検事長に指名された官吏、執行の地の裁判官、書記、受刑者の弁護士、教誨師、⁽²⁶⁾当該刑務所の長、警官、医師が臨席できた。一方、ジャーナリストの立ち入りは認められなかったし、カメラやビデオカメラなど、死刑の執行を複製するものを持ち込むことも禁止されていた。遺体は、検事総長の許可の下、検死に付され、その後、家族が希望した場合には、彼らのもとに渡された（1810年刑法典第14条）。そうでない場合には、当局の手で埋葬された。

続いて、報告では、死刑判決とその執行の数の推移や、第二次大戦後期における死刑判決の地理的分布に言及がなされているが、ピカル氏は、著書の中で、1906年から1981年までに、死刑を言い渡された者のリストをはじめとす

(24) Picard, *op. cit.*, pp. 499-502.

(25) Témoignage de Monique Mabelly, premier juge d'instruction à Marseille, Le 9 septembre 1977, cité dans Salas, art. cit., pp. 134-135 ; Carol, *op. cit.*, pp. 172-173. なお、フィクション作品ではあるが、この一連の動きは、後述する『われわれはみな暗殺者』などの映画で実際に見ることができる。

(26) 教誨師との最後のやり取りにおいて、罪を認めることを拒否するなど、抵抗を行った死刑囚もいた。キャロルによれば、このささやかな抵抗は、執行に何らかの影響を与えられるのだ、という主張のこもった、死刑囚の示威行為だった。Carol, *op. cit.*, p. 203.

(27) 前述註(22)の、公開処刑の廃止にかんするデクレを参照。

る、さまざまなデータを明らかにしている⁽²⁸⁾。このリストには、判決を下した重罪院の場所や、受刑者の判決時の年齢、国籍、職業、家族構成、そして恩赦の可否の決定の日時やその結果が書かれている。報告本文にあるグラフを見るとわかりやすいが、死刑判決の数が多かった1950年代以前には、CAMと示されている死刑判決の数も、世紀後半に比べると多かった一方で、執行の数との差があることから、恩赦の数も多かったということがわかる。とりわけ、二回の大戦直後には、死刑判決の顕著な増加がみられるものの、年によっては、半数以上が恩赦されている。その一方で、20世紀後半になると、死刑判決の数は、年に10件未満と少なくなるが、二本の線の距離が近くなっており、執行の確率が高くなることもあったと言えるかもしれない。

さらに、ピカル氏の著書では、死刑を言い渡された女性のリストも挙げられている。それによれば、女性にたいする死刑判決は、1961年を最後に見られなくなった。執行はと言うと、20世紀には6件しか行われておらず、1948年末以降は、すべての女性受刑者が恩赦されている。刑事裁判におけるジェンダーの問題は、近年のフランスで、ますます注目がなされているが、ピカル氏は、別の論文で、この問題についてより深く考察している⁽²⁹⁾。彼によれば、1906年から1961年にかけて、女性が死刑を言い渡された数は、死刑囚全体の7パーセントの94件しかない⁽³⁰⁾。その背景には、そもそも女性の犯罪が少ないということもあるが、「情熱による犯罪」が寛大に扱われていたことや、女性には死刑を⁽³¹⁾

(28) Picard, *op. cit.*, pp. 662-721,

(29) Picard, Nicolas, Des violences impardonnables : les crimes commis par les femmes condamnées à mort (France, 1906-1961), dans Hepner, Pascal et Valdher, Martine (éd.), *Femme devant ses juges de la fin du Moyen Age au XXe siècle*, Artois Presse Universitaire, 2021.

(30) Picard, Des violences impardonnables, p. 234.

(31) 「情熱による犯罪」の問題は、Guillais, Joëlle, *La chair de l'autre. Le crime passionnel au XIXe siècle*, Olivier Urban, Paris, 1986 ; Rauch, André, *L'amour à la lumière du crime*, Hachette, Paris, 2009 ; Garnot, Benoit, *Une histoire du crime passionnel. Mythe et archives*, Belin, Paris, 2014 ; Carroy, Jacqueline

厳格に執行しないという慣例もあったようで、1930年代には、フェミニズムの立場から、女性にも男性と同じように死刑を執行するように求める声も上がった。⁽³²⁾

ここまで、報告の第一部に即して、死刑の法的側面やその数量という側面について述べてきたが、第二部では、死刑囚やそれを監視する人々に注目して議論が行われている。ここでは、死刑囚本人の回想録や新聞記事などを使い、死刑の執行にたいする彼らの抵抗をはじめとする行動について述べた、ピカル氏の著書の一部が土台とされている。死刑を待っている状態の囚人に注目する研究が登場したのは、ごく最近のことで、2017年に、アンヌ・キャロル (Anne Carol) が、19世紀後半から、1939年の公開処刑の廃止にかけてを扱った、*Au pied de l'échafaud. Une histoire sensible de l'exécution* を発表したこと以外は、管見の限りでは、あまり例がない。

さて、報告の第二部には、「死刑囚地区での処罰の緊張：看守と死刑囚の力関係」というタイトルが付されている。「力関係」という言葉からは、看守が死刑囚よりも優位に立ち、虐待を行うという図式がイメージされるかもしれない。じっさい、刑務所法の問題は、フランスでは十分に発達しておらず、死刑囚たちの権利や義務などを規定した法文もほとんどなかった。ゆえに、収監の場においては、現場が広い裁量を発揮し、「過度の刑罰」ともいえる、厳しい条件を適用していたのである。この、「過度の刑罰」の大部分をなす、収監レジームについては、時間の関係から、報告では省略されたが、前提として理解して

et Renneville, Marc, *Mourir d'aimer. Autopsie d'un imaginaire criminel*, La Découverte, Paris, 2022などで議論されている。

- (32) Picard, Des violences impardonnables, p. 241 ; Charpentier, André, Les femmes criminelles doivent-elles monter sur l'échafaud ?, *Police Magazine*, 28 octobre 1934, p. 5. 以下、*Police Magazine*の出典はすべて、Criminocorpusの電子アーカイブである。(https://criminocorpus.org/en/library/doc/867/)
- (33) ただし、過去の新聞記事は、一定のコードの下で書かれていたり、文学的であったり、特定の政治的立場に肩入れしているなどの特徴があり、歴史資料として利用する際には、注意が必要であるとキャロルは指摘する。Carol, *op. cit.*, p. 27.

おくと、報告の面白みが増すと思われるので、ここで少し詳しく述べておきたい。

死刑囚の置かれた環境については、1920年代と30年代に、看守などの官吏や刑務所付き医師、さらには受刑者自身によって言及されてお⁽³⁴⁾り、1952年には、映画 *Nous sommes tous des assassins*（邦題『われわれはみな暗殺者』）により⁽³⁵⁾、人々の知るところとなった。この映画によれば、死刑囚はその他の受刑者とコミュニケーションをとることができず、もしすれ違うなどした際には、顔を背けなければならなかったそうであるが、このことは、パリのサンテ刑務所で、1950年から6年間看守を務めたモーリス・シュータ（Maurice Cieutat）による単著でも確認されてい⁽³⁶⁾る。なお、ピカール氏によれば、死刑囚の収監状況は、19世紀後半以来、死刑の廃止まで変化することはなかつた。とはいえ、死刑囚⁽³⁷⁾をとりまく環境は、細部において、各地で異なっていたようである。ここでは、例として、サンテ刑務所の場合を中心にまとめておきたい⁽³⁸⁾。

(34) 監視の側による証言としては、Adam, Pierre et Aubenas, Maurice, *Mémoires d'un gardien de prison, Le Petit Journal*, 27 juin au 28 juillet 1926 ; J. C., *Souvenir d'un gardien de prison, Police Magazine*, nn° 149 à 159, 1933 ; Dabat, Benoit, A ombre. *Souvenirs d'un ancien directeur de la Santé, Le Petit Parisien*, 6 mars au 19 mars 1928. 医師による著書としては、Bizard, Léon, *Souvenir d'un médecin de la préfecture de police et des prisons de Paris (1914-1918)*, Grasset, Paris, 1925. そして、受刑者自身による、Coriem, Maurice, *Je sors de la Santé, Police Magazine*, nn° 20 à 25, 1931 ; Valmont, Claude, *Cellule 11/7 Grande Surveillance de la Santé (récit d'un meurtrier imprévu), Détective*, nn° 44 à 52, 29 août au 14 octobre 1929. がある。

(35) Cayatte, André, *Nous sommes tous des assassins*, 21 mai 1952 en salle.

(36) Cieutat, Maurice *La vie et les confessions d'un gardien de prison à la Santé*, Presse de la Cité, Paris, 1974.

(37) Picard, *Le châtement suprême*, pp. 382-384.

(38) パリのサンテ刑務所は、1867年に設置され、2014年に、老朽化のため閉鎖された。この刑務所の歴史は、Fize, Michel, *Une prison dans la ville. Histoire de la « prison modèle » de la Santé (1867-2014)*, Buchet Chastel, Paris, 2015を参照。なお、Criminocorpusにより、2014年の閉鎖前のサンテ刑務所のガイドツアー

まず、死刑囚の装束について説明する。彼らは、収監のさい、すべての私物を没収され、綿と毛を混ぜた粗悪な獄衣に着替えさせられた。死刑囚の獄衣は、通常の囚人が着用するものとは異なり、足の部分に、ふくらはぎまでスリットが入っていた。というのも、彼らは、日中は鎖につながれ、寝るときには手錠と足かせをつけられたからである。すなわち、毎日、手錠と足かせの着脱が行われたわけであるが、スリットがなければ、足かせの着脱が困難だったのである。手は⁽³⁹⁾という⁽⁴⁰⁾と、交差した状態で固定された。また、散歩のために、靴下と木靴も与えられた。参考までに、死刑囚のものではないが、20世紀初頭の囚人の装束を描いた新聞の挿絵を紹介する（【図像1】⁽⁴¹⁾）。さらに、ピカール氏は、「拘束衣（Camisole de force）」が用いられたことに言及しているが、これは、麻布（toile）で織られた、半身を覆う袋状の衣類で、死刑囚の動きを妨げるつくりになっていた。具体的には、両そでがひもで結ばれ、手が出せないようになっているほか、別のひもが、腿の下を通して肩に固定されており、腕を体から離すことができないようになっていた。ただし、キャロルによると、食事などのために、死刑囚自身で拘束を緩めることができた。⁽⁴²⁾後ろからの撮影であり、また、モデルは死刑囚ではないが、拘束衣の写真は【図像2】を参照されたい。なお、拘束衣の利用は、1870年7月6日にすでに、警視総監のアレテが問題視していたにもかかわらず、1937年に、医師が必要とした場合に限定されるまで行われ続けた。⁽⁴³⁾

次に、死刑囚の住環境について述べる。彼らは、専用の独房に収容されてい

が公開されている。（<https://www.youtube.com/watch?v=rZNhEjkUEoU>）

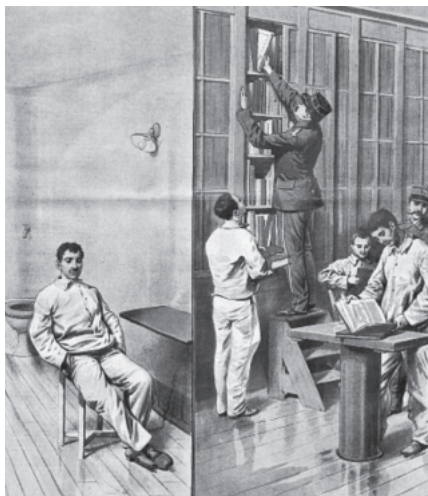
(39) Danjou, Henri, *Nous ne sommes pas tous des assassins*, *France Soir*, 2 août 1952, p. 10. 本誌は、1944年から1952年までの分について、フランス国立図書館の電子アーカイブ Gallica に公開されている。（<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/cb32778160c/date.item>）

(40) Cieutat, *op. cit.*, p. 18.

(41) 出典の *Le Petit Journal* は、フランス国立古文書館による、古新聞専門の電子アーカイブ Retronews に掲載されている。（<https://www.retronews.fr/>）

(42) Carol, *op. cit.*, p. 130.

(43) Picard, *Le châtement suprême*, pp. 385-386.



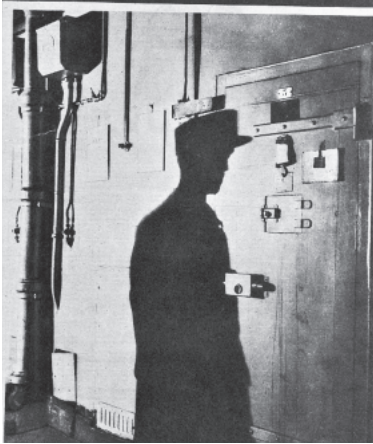
【図像1】20世紀初頭の獄衣（出典：*Le Petit Journal supplément illustré*, 3 novembre 1907）



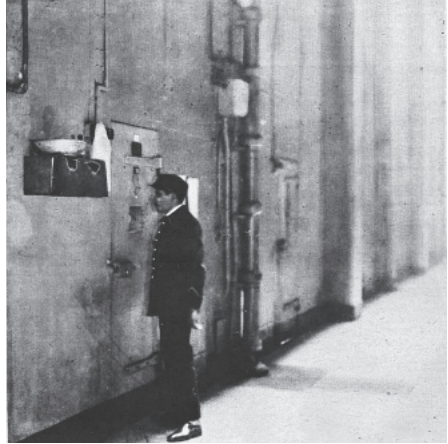
【図像2】1930年に撮影された拘束衣の写真（出典：Fonds Henri Manuel, Ecole Nationale d'administration pénitentiaire、ピカル氏による入手）

たが、これは、パリでは、サンテ刑務所ができる以前の1836年から、当時収容に使われていた、グランド・ロケット監獄に登場した。さらに、1955年6月1日には、フランス中東部にあるボーヌ（Beaune）の刑務所に、狂暴なため、一定期間、より厳しい環境に置かれるべきだと判断された受刑者が置かれるようになったが、これが、後の「特別監視区域（QHS）」となる。⁽⁴⁴⁾ 特別監視区域とは、パリのサンテ刑務所では、1階の第13地区に存在した、死刑囚や「重大な監視（grande surveillance）」の下に置かれる、デリケートな囚人を収監する場

(44) Carlier, Christien, Histoire des prisons et de l'administration pénitentiaire française de l'Ancien Régime à nos jours, *Criminocorpus* (<https://journals.openedition.org/criminocorpus/246>) なお、QHSは1982年に廃止された。Fize, *op. cit.*, p. 147.



【図像3】サンテ刑務所の死刑囚用独房の扉（出典：Police Magazine, n° 20, 12 avril 1931, p. 1.）



【図像4】死刑囚の独房を覗く看守（出典：Danjou, Henri, Un jour de l'An à la Santé chez condamnés à mort, Détective, n° 62, 2 janvier, 1930, p. 4.）

所であった。一方、地方では、死刑囚用の独房は一つしかない場合がほとんどであったが、⁽⁴⁵⁾もちろんそこに死刑囚が常に収監されているとは限らず、職員もその扱いに戸惑いを見せたことは、報告で言及されているとおりである。

独房のつくりについて述べると、扉には格子がはめられており、看守が常に受刑者の動きを把握できるようになっていた（【図像3】⁽⁴⁶⁾【図像4】⁽⁴⁷⁾）。

死刑囚の独房は、通常の受刑者の場合よりも広かったと言われるが、⁽⁴⁷⁾それでも、快適な広さが確保されているとは言い難かったようである。1931年の新聞に掲載された写真からは、彼らが自由に動き回れるスペースがほとんどなかつ

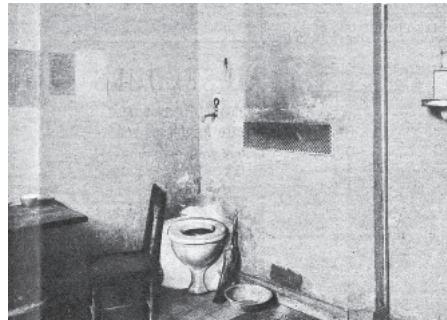
(45) Picard, *Le châtement suprême*, pp. 388-389 ; Adam, Pierre et Aubenas, Maurice, Mémoires d'un gardien de prison. XXX. Du sang sur la lame, *Le Petit Journal*, 27 juillet 1926, p. 2.

(46) Danjou, Nous ne sommes pas tous des assassins, p. 10.

(47) Carol, *op. cit.*, p. 129.



【図像5】1930年代初頭におけるサンテ刑務所の死刑囚用独房の内部①（出典：Anonyme, *Ce que voit le condamné à mort*, *Ibid.*, n° 57, 27 décembre 1931, p. 10）



【図像6】1930年代初頭におけるサンテ刑務所の死刑囚用独房の内部②（出典：Coriem, Maurice, *Je sors de la Santé*, *Police Magazine*, n° 20, 12 avril 1931, p. 9.）

たような印象を受ける（【図像5】【図像6】）。さらに、2014年の、サンテ刑務所の閉鎖後に撮影されたと思われる写真では、1931年よりもさらに狭くなっているように見える（【図像7】）。

独房には、ベッドやトイレなどの家具が置かれていたが、これらはすべて床に固定してあった。椅子もあったが、鎖でつながれていた⁽⁴⁸⁾。それ以外の、日常に必要な細かいものは、看守に戸棚から出してもらわなければならなかった⁽⁴⁹⁾。つまり、彼らは、看守なしには、文字通り何も手に取ることができなかった。これは、看守への攻撃を防ぐためであることはもとより、自傷の可能性を回避するためでもあった⁽⁵⁰⁾。このような、安全のための措置の裏側で、看守は、死刑囚の生活に必要なあらゆるものを管理するという立場を利用し、時に、彼らにタバコなどを渡す代わりに、金銭を得ることもあった。また、壁には、近しい

(48) *Ce que voit le condamné à mort*, *Police Magazine*, n° 57, 27 décembre 1931, p. 10.

(49) Cieutat, *op. cit.*, p. 15.

(50) Picard, *Le châtiment suprême*, p. 384.



【図像 7】現代のサンテ刑務所の旧死刑囚用独房の内部
(出典 Fize, *op. cit.*)

人の写真などが貼られることもあった。⁽⁵¹⁾

死刑囚は、独房の中で、しばしば読書をして過ごした。複数の受刑者が、スポーツ紙や小説をはじめ、さまざまな種類の本を読んだようである。⁽⁵²⁾さらに、執筆作業を行った受刑者もあり、たとえば、フィリップ・モーリス（Philippe Maurice）は獄中で学位論文を書いている。⁽⁵⁴⁾厳しい収監レジームの中で、執行

(51) Danjou, *Nous ne sommes pas tous des assassins*, p. 10.

(52) Picard, *Le châtiment suprême*, pp. 434-435.

(53) 受刑者による執筆作業は、19世紀以来しばしば見られた。最も知られているのは、1836年に処刑された、ラスネールの例であろう。彼の主たる作品である回想録は、日本語にも翻訳されている。ラスネール、ピエール＝フランソワ『ラスネール回想録：19世紀フランスの詩人＝犯罪者の手記』梅澤礼訳、平凡社、2014年。また、その他の囚人の作品についても、梅澤礼『囚人と狂気：19世紀フランスの監獄・文学・社会』法政大学出版会、2019年を参照。

(54) Maurice, Philippe, *La famille en Gévaudan au XVe siècle (1380-1483)*, Editions de la Sorbonne, Paris, 1998. この作品は、オンラインで全文を読むことができる。（<https://books.openedition.org/psorbonne/23037>）

のために生かされている状態のために、気持ちが落ち込んでしまう受刑者も少なくなく、自殺願望を持つ者や、実際に自傷行為を行う者⁽⁵⁵⁾、さらに、精神異常をきたす者も見られたが⁽⁵⁶⁾、彼らは、その後悔や不安といった感情を、詩的な文章のなかで発散しようとしたことがあった⁽⁵⁷⁾。「執筆の必要は、文字を解さない者が示すのと同じくらい、死刑囚においては強い」と、アンリ・ダンジュー（Henri Danjou）は新聞記事の中で述べている。また、彼による別の記事によると、死刑囚たちは、読書や執筆以外に、毎朝一時間の散歩を行った。この間、清掃員が独房に入り、掃除を行った⁽⁵⁸⁾。

夜になると、監視が絶え間なく行われるように、常夜灯がつけられた。この常夜灯は、昼光ランプほどは明るくはなかったが、睡眠を妨げるには十分だったようである。さらに、死刑の執行が知らされたのは、夜中の0時頃⁽⁶⁰⁾で、執行は早朝5時ごろに行われたので、囚人たちは、翌日に死刑の執行の行われ⁽⁶¹⁾ない、土曜から日曜の朝にかけて以外は、あまり眠ることができ⁽⁶²⁾なかった。

衛生についていえば、死刑囚は週に1回シャワーを浴びることができた（【図

(55) Picard, *Le châtiment suprême*, pp. 425-427.

(56) 収監状態における精神異常について、さしあたっては、梅澤前掲書を参照。

(57) Picard, Nicolas, Des fauves en cage : reportages et témoignages sur les condamnés à mort dans la presse française (années 1920-1950), *Circé. Histoires, cultures & sociétés*, n° 5, juin 2014. (http://www.revue-circe.uvsq.fr/des-fauves-en-cage-reportages-et-temoignages-sur-les-condamnes-a-mort-dans-la-presse-francaise-annees-1920-1950/#_ftn7)

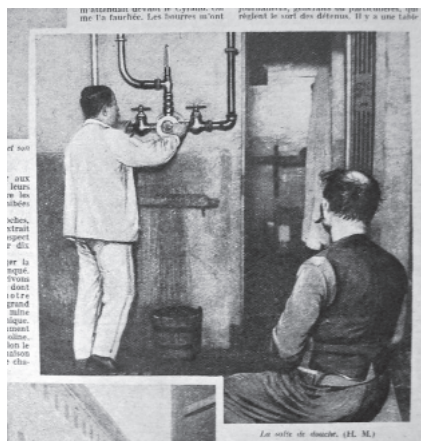
(58) Henri Danjou, « Un Jour de l'An à la Santé chez les condamnés à mort », *Détective*, n° 62, 2 janvier 1930, p. 4. この雑誌は、Criminocorpusにおいてpdf化されている。(<https://criminocorpus.org/fr/bibliotheque/doc/1077/>)

(59) Danjou, Nous ne sommes pas tous des assassins, p. 10.

(60) Boudin, Philippe et Vieille, Hubert, *Condamné à vivre : justice, meurtriers et victimes*, Editions du félin, Paris, 1991, p. 133.

(61) ドキュメンタリー番組Ferrari, Alain, *Tout condamné à mort aura la tête tranchée*, La Cinquième, diffusé le 12 octobre 2001.

(62) Cieutat, *op. cit.*, p. 19. 1810年刑法典第25条によれば、祝日と宗教的祭日にも死刑の執行はできなかった。



【図像8】サンテ刑務所のシャワー室
(出典 Coriem, art. cit., p. 9.)

像8】)。シャワーの時間は、唯一、鎖が外される機会でもあった。また、独房には、水の通ったパイプがあり、シャワーの時間以外にも、それで体を洗う者もいたようである。⁽⁶³⁾ 髪は、定期的に、看守の面前で、坊主頭にされた。⁽⁶⁴⁾

このような厳しい生活の一方で、死刑囚には、通常の受刑者よりも「優遇」されている側面もあった。まず、起床時間である。通常の受刑者は、毎朝7時に起こされたが、死刑囚の起床は9時であった。次に、死刑囚の朝食は薄いコーヒーのみであったが、昼食と夕食は充実していたようである。1952年3月13日の通達によれば、死刑囚は、昼食に「ワイン4分の1と肉のおかず」が追加され、夕食では、通常よりも量を追加した食事と、チーズやジャム、あるいは果物からなるデザートが与えられた。⁽⁶⁵⁾ 受刑者から、食事の質に文句が出たことも

(63) Cieutat, *op. cit.*, p. 19.

(64) Picard, *op. cit.*, p. 390.

(65) Registre de surveillance des condamnés à mort, Archives départemental des Bouches-du-Rhône, 1348 W 38, cité dans Picard, *Le châtimeut suprême*, p.392. ただし、シュータによれば、死刑囚の飲み物は水であり、アルコールは、基本的

あったようであるが、シュータは、獄中で太る受刑者もいたと述べている。⁽⁶⁶⁾ 食事が配慮された理由は、執行の日まで、死刑囚の体調を万全にしておくためであった⁽⁶⁷⁾と考えられる。

このような「優遇」は、死刑囚が、執行まで健康に生きている必要があったからであろうが、そうでなくとも、監視の側が、彼らに指一本触れることができなかったことは、報告で言及されているとおりである。したがって、「過度の刑罰」が、殴る、蹴るなどの、物理的な虐待としてあらわれることは、それほど頻繁ではなかった。じっさい、監視の側は、懲罰の権利を持たなかったし、彼らのヒエラルキーに常にさらされてもいた。もし、何かあれば、すぐに上司に報告され、場合によっては制裁も受けかねなかったのである。そして、この状況を、時に死刑囚たちは利用し、看守たちを翻弄することもあった。もちろん、看守の側も、ただ手をこまねいていただけではなく、報復のような行動をとることもあった。

以上の点は、報告の中で詳しく述べられているので、本文を読んでいただければよいと思うが、この議論の中で、ピカール氏が、おそらく、ミシェル・フーコー『監獄の誕生 監視と処罰』を大いに意識しているという点にだけ、ここで言及しておきたい。⁽⁶⁸⁾ フーコーのこの研究は、その実証性について、出版当初から疑問が投げかけられたが、このことは、本書がフランス語圏の研究者に与えた影響の大きさを否定するわけではなく、現在も、多くの刑罰史研究の中で引用されている。本講演においても、刑務所における懲罰が、動物園での懲罰と比較されている点や、看守と受刑者の関係が、学校の枠組みにも適用されると述べられている点⁽⁶⁹⁾が、フーコーの影響を思わせる。しかしながら、『監獄の

には与えられなかった。Cieutat, *op. cit.*, p. 19.

(66) Cieutat, *op. cit.*, p. 18.

(67) 元死刑囚のフィリップ・モーリスとジャック・ルルージュの談話による。Ferrari, *Tout condamnés à mort aura la tête tranchée*.

(68) Foucault, Michel, *Surveiller et punir. Naissance de la prison*, Gallimard, Paris, 1975. (フーコー、ミシェル『監獄の誕生』田村仮訳、新潮社、1977年)

(69) この論点については、ピカール氏も寄稿した Gérard, Elsa et Rossigneux-Méheust,

誕生』では、受刑者が単なる監視の対象、すなわち権力の客体として描かれており、彼らの行動についてはほとんど視野の外に置かれていたのになお、本講演では、受刑者が一定の自律性を持った主体として動き、フーコー的な、看守→囚人という権力の向きを、逆転するという点が明らかにされている。さらに、フーコーにおいて、監視の主体であった看守は、監視活動を行うと同時に、ヒエラルキー上位の者による、監視の対象となっている点も興味深い。つまり、本報告によれば、死刑囚区域では、受刑者と看守という、それぞれのアクターが、時には権力の主体となり、時には客体となり、しのぎを削っているわけである。そして、看守は、受刑者の監視という、フーコー的な権力の行使を行うと同時に、刑務所長や管轄区、県などからなる、別のヒエラルキー構造の最下層として、何重もの権力の客体となっているのである。

ところで、この講演では、死刑執行における、受刑者の行動については述べられていないが、執行は常にスムーズに行われたわけではない。最後の最後で、抵抗を行う受刑者もいた。⁽⁷⁰⁾たとえば、キャロルによれば、19世紀末から20世紀初頭にも、処刑の際に、自らの政治的確信を叫ぶ無政府主義者などが複数いた。⁽⁷¹⁾また、ギロチンに固定される際に、体を曲げ、執行を妨げようとした者もいた。⁽⁷²⁾死刑囚の感情のコントロールは、19世紀末以降ますます困難となり、それとともに彼らの行動が読めなくなっていった。そのため、この時期には迅速な執行が重要となっていたとキャロルは言う。⁽⁷³⁾また、抵抗こそしなかったと

Mathilde (dir.), *Routines Punitives. Les sanctions du quotidien, XIXe-XXe siècle*, CNRS édition, Paris, 2023 が扱っている。

(70) Cieutat, *op. cit.*, pp. 156-157. また、註 (26) も参照。

(71) Carol, *op. cit.*, pp. 219-220. この部分は、フーコーが『監獄の誕生』において、アンシャン・レジームの死刑執行の際、受刑者が、その罪と死刑判決の正しさを受け入れる「演説」を行った例があると述べていることを思い出させる。Foucault, *op. cit.*, pp. 68-71 (フーコー前掲訳書、67～69ページ。)

(72) Deibler, Anatole, *Carnet d'exécutions 1885-1939, présentés et annotés par Gérard A. Jaeger, L'Archipel*, Paris, 2004, p. 259.

(73) Carol, *op. cit.*, p. 231.

しても、もちろん、平静な心でギロチンに向かうのは、その気があったとしても困難であり、気を失う受刑者もいたことにも言及しておきたい。⁽⁷⁴⁾

最後に、フランス死刑史に関連する文献のうち、日本語で読めるものをいくつか紹介しておく。まず、1970年代から2007年における死刑廃止の憲法化までの動きをたどった、鈴木尊紘「フランスにおける死刑廃止—フランス第5共和政憲法の死刑廃止規定をめぐる—」『外国の立法』第234号、2007年、1970年代から80年代にかけての議論を、思想の観点から考察した、郷原佳以「死刑存廃議論の沸騰の中で—1970－80年代フランス」『現代思想』第32巻第3号、2004年。さらに、報告に登場する、フィリップ・モーリスの事件を扱った、井上宜裕「フランスにおける死刑廃止への道程—Philippe MAURICE事件を素材として—」『法政研究』第84巻第3号、2017年。そして、死刑事件に実際にかかわった弁護士、および、死刑廃止にたずさわった司法大臣の立場から、自らの経験を語る、ロベール・バダンテール『死刑執行』藤田真利子訳、新潮社、1996年（Badinter, Robert, *L'exécution*, Fayard, Paris, 1973）および同『そして、死刑は廃止された』藤田真利子訳、作品社、2002年（Id., *L'abolition*, Fayard, Paris, 2000）である。

なお、報告本文で、各ページの末につけられている脚注は、ピカル氏本人によるものである。日本の読者に向けて、翻訳など、日本語の文献にも言及がなされているので、ぜひご参照いただきたい。文末の脚注は、訳者によるものである。

本講演は、科学研究費補助金（課題番号23K01055）によるものであるが、実現の背景には、法制史学会近畿部会の幹事である清水悠、大泉陽輔両先生、そして本学の小野博司先生の尽力があった。その他、ピカル氏の招へいにかかわった事務の方など、関係各位に、この場を借りてお礼申し上げる。

(74) Picard, *Le châtement suprême*, p. 503.

翻 訳

フランス革命中の1791年に初めて行われた、死刑廃止についての議会での討論から、1981年に死刑を廃止した、最後の討論に至るまで、死刑廃止論が、世論とは言いませんが（この問題については、現在もたいへん意見が分かれています）、少なくとも政治家たちを納得させるまで、2世紀近くが必要でした。死刑廃止論者たちに使われた主張の中には、執行までの間に、死刑囚が経験した不安があります。これは、文明化された国では容認できない残酷さ、つまり、単純な生命のはく奪に追加された、ある種の精神的拷問と、同一視されています。⁽¹⁾ ヴィクトール・ユゴーは、今でもきわめてよく知られ、学校で教えられ、読まれている作品である、『死刑囚最後の日』を書くことで、このテーマを広げました。⁽²⁾ しかしながら、フランスにおける、死刑囚の収監中の生活条件は、長い間、文学あるいは新聞記事での月並みな話題にとどまっており、この主題についての学術的研究は、ほとんど行われてきませんでした。合衆国における死

-
- (1) Jean-Yves Le Naour, *Histoire de l'abolition de la peine de mort. Deux cents ans de combats*, Paris, Perrin, 2011 ; Raphaël Micheli, *L'émotion argumentée. L'abolition de la peine de mort dans le débat parlementaire français*, Paris, Le Cerf, 2010.
 - (2) ヴィクトール・ユゴー『死刑囚最後の日』小倉孝誠訳、光文社古典新訳文庫、2018年。Victor Hugo, *Le dernier jour d'un condamné*, Marianne Chomienne (éd.), Paris, Gallimard, 2022の序文を参照。ユゴーにおける司法と死刑をテーマとする研究としては、cf. Paul Savey-Casard, *Le crime et la peine dans l'œuvre de Victor Hugo*, Paris, PUF, 1956 ; Ève Morisi, “Poetics and politics. Putting pain to paper : Victor Hugo’s new abolitionist poetics”, in Birte Christ & Ève Morisi (ed.), *Death sentences : literature and state killing*, Cambridge, Legenda, 2019, p. 165-187 ; Ève Morisi, *Capital letters. Hugo, Baudelaire, Camus, and the death penalty*, Evanston (Illinois), Northwestern University Press, 2020 ; Myriam Roman, *Le droit du poète. La justice dans l'œuvre de Victor Hugo*, Saint-Étienne, Presses universitaires de Saint-Étienne, 2023.

刑囚地区は、現在でも、多くのフィクションや研究をはぐくんでいます⁽³⁾、フランスでは、このようなものは何もありません。

したがって、本報告では、死刑囚の置かれている、刑務所での環境（encadrement）を、（規則の面と物質の面での）制約の問題と、それにもかかわらず、彼ら受刑者が行動する能力の問題を通して、説明します。最近では、とりわけ刑務所の地理という観点から、複数の研究が、この問題に関心をもって⁽⁴⁾います。われわれのアプローチは少し異なり、死刑囚に課される特別な収監レジームの問題と、それが与える、規則上の、また、具体的な枠組みの問題に関心があります。とりわけ、受刑者と看守の間に存在する関係における、処罰あるいは「ミクロの刑罰（micro-pénalité）」⁽⁵⁾の分野を扱います。死刑囚は、従属

- (3) フィクションでは、David Guest, *Sentenced to death. The American novel and capital punishment*, Jackson (Miss.), University Press of Mississippi, 1997 ; Helen J. Knowles, Bruce E. Altshuler, Jaclyn Schildekraut, *Lights, camera, exécution ! Cinematic Portrayals of Capital Punishment*, Lanham (Maryland), Lexington Books, 2019 ; 死刑囚区域における実際の生活条件については、Florencio J. Yuzon : “Conditions and circumstances of living on death row — violative of individual rights and fundamental freedoms? Divergent trends in judicial review in evaluating the ‘death row phenomenon’”, *George Washington Journal of International Law and Economics*, vol. 30, 1996, p. 39-73 ; Talia Roitberg Harmon & Diana Falco, “Life and work on death row”, in Robert M. Bohm & Gavin Lee (ed.), *Routledge handbook on capital punishment*, New York, Routledge, 2018.
- (4) Dominique Moran, Nick Gill and Deirdre Conlon (ed.), *Carceral spaces. Mobility and agency in imprisonment and migrant detention*, Farnham (Surrey), Ashgate, 2013 ; Olivier Milhaud, *Séparer et punir. Une géographie des prisons françaises*, Paris, CNRS, 2017.
- (5) 下位の司法（infrajustice）の段階における処罰の歴史については、じっさい、フランスでは、近年再び関心もたれている。とりわけ、重要な2冊の論文集が出版されている。Isabelle Poutrin et Elisabeth Lusset (dir.), *Dictionnaire du fouet et de la fessée. Corriger et punir*, Paris, PUF, 2022 ; Elsa Génard et Mathilde Rossignaux-Méheust (dir.), *Routines punitives. Les sanctions du quotidien, XIX^e-XX^e siècle*, Paris, CNRS, 2023.

的で支配された立場に、また、一般の人々の眼からは見えない制度の中に置かれているので、より一般的な分野における囚人と同様、権利を行使したり、行動したりする能力が問題となるカテゴリーの人々の一部をなすのです⁽⁶⁾。

第一部では、普通法の分野で、死刑が適用されていた法的枠組みと、この刑の利用の変遷を説明づける、歴史的文脈のさまざまな要素についてお話しすることが必要でしょう⁽⁷⁾。ここでは、主に、「普通法上の」といわれる死刑囚の状況を詳説します。彼らの裁判は、くじ引きで選ばれた陪審員と、そこから独立した司法官からなり、人あるいは財産にたいして行われた通常の犯罪を裁く、重罪院で行われました。わたしは、政治的あるいは軍事的な死刑囚の問題は、横に置いておきます。彼らの犯罪は、国家の安全にたいする侵害、あるいは、脱走など軍隊に特有の犯罪です。じっさい、これらの犯罪は、一般的に、軍法会議や、ヴィシー政権下の特別裁判所 (*sections spéciales*)、肅清期の諸法院 (*les cours de justice de l'épuration*) といった、特別に設置された裁判所において裁かれるのです。第二部では、一部の受刑者が、拘留という状況において、すなわち、刑務所行政との両面的な関係において、彼らの視点を強調するために使うことのできる、わずかなてこを、いかにして奪取するかを論じます。

I. 20世紀フランスにおける死刑の適用にかんする法的枠組みと歴史的文脈

1) 刑事手続きの適用

フランスにおける死刑の適用を規定するさまざまな法文で、最も重要なものは、皇帝ナポレオンに仕えた法律家たちにより練り上げられた、1810年刑法

(6) Natividad Planas (dir.), n° thématique « Gens sans droits ? La capacité d'agir des migrants, des vaincus et des misérables (XVe-XXIe s.) », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 2017/2.

(7) 私自身の著書である Nicolas Picard, *Le Châtiment suprême. L'application de la peine de mort en France (1906-1981)*, IUV, 2018を参照されたい。

典に含まれています。この法典は、ナポレオン体制のような権威主義体制にふさわしい、かなり抑圧的なものと考えられています。しかしながら、この法典は、1808年の治罪法典同様、フランス革命期の自由主義的な前進をかなり含んでいます。たとえば、刑事裁判は、それ以後、フランス全体で、明確に固定化された手続きによって行われました。それは、特定の法典、すなわち治罪法典で（これは1958年に刑事訴訟法典となります⁽⁸⁾）、示されることになります。重罪のカテゴリー、つまり、最も重いと考えられている違法行為は、通常、予審判事に担当されます。つまり、警察や憲兵、専門家たちに指示を与えることで、捜査を遂行するために、特別に任命された司法官です。この捜査の権限は非常に大きく、真実に近づくために、被告人に不利な証拠と有利な証拠を調べられるようになっていきます。自白を無理やりさせることは、通常禁止されていますが、これは、フランス革命直前、拷問を禁止するために、ルイ16世が定めた勅令に従ったものです⁽⁹⁾。

この捜査の仕事が終わり、被疑者に不利な証拠が十分あれば、事件は、重罪院の管轄となります。重罪院は、各県にあり、開廷期は年に1回か2回あります。くじ引きで選ばれる陪審の原理は、イギリス起源で、民主的要素を示すものですが、ナポレオン下の法律家たちによって維持されました。彼らはあまり自由

(8) 刑法典と治罪法典の歴史については、Pierre Lascoumes, Pierrette Poncela, Pierre Lenoël, *Au nom de l'ordre. Une histoire politique du code pénal*, Paris, Hachette, 1989 ; Chantal Aboucaya et Renée Martinage (dir.), *Du compromis au dysfonctionnement : les destinées du Code d'instruction criminelle, 1808-2008*, Lille, Centre d'histoire judiciaire, 2009 ; Bernard Teyssié (dir.), *Code pénal et code d'instruction criminelle. Livre du bicentenaire*, Paris, Dalloz, 2010 ; Yves Jeanclos (dir.), *La dimension historique de la peine, 1810-2010. Bicentenaire du Code pénal de 1810*, Paris, Economica, 2013を参照。

(9) Jean-Claude Farcy, Dominique Kalifa et Jean-Noël Luc (dir.), *L'enquête judiciaire en Europe au XIX^e siècle. Acteurs, imaginaires, pratiques*, Paris Creaphis, 2007 ; Vincent Fontana, *Éclairer le crime. Une histoire de l'enquête pénale sous la Révolution et l'Empire, Genève 1790-1814*, Chêne-Bourg, Georg, 2021.

主義的ではなかったのですが。陪審は、1941年までは、くじ引きで選ばれた12名の市民からなり、被告人が有罪か無罪かを決定しました。しかしながら、留保が必要でしょう。実際には、くじ引きは、名士（市長、県会議員、職業司法官）によってコントロールされたリストに基づいて行われました。名士たちは、あまりにも無知、あるいは道徳的ではないとみなされた、あらゆる人々をリストから遠ざけました。女性や軍人は、1945年まで投票の権利を持っていませんでしたが、それまで、このリストからも除外されていました。陪審が、通常、有罪か無罪かの問題のみを言い渡すのは、刑罰を言い渡すのが、議論を導く3名の司法官に委ねられているからですが、実際に、死刑の適用を決定しえたのは、陪審員たちだったことは確かです。じっさい、固定刑のシステムは、司法官たちに裁量の幅を認めませんでした。唯一ありえた変化の幅としては、1832年の改革により打ち立てられた、「情状酌量」のシステムによって、導入されたものだけでした。もし、陪審員の多数派が、被告人に情状酌量を認めると決定したなら、それは、彼らが死刑を適用することを望んでいないということを含意します。彼らは、そのような決定を正当化する必要はなく、あらゆる要因が「酌量情状」とみなされえました。

1941年からは、陪審のシステムは変化します。専制的なヴィシー政権が、職業司法官による、刑のより厳格なコントロールを望み、3名の司法官と、6名だけの陪審員による審議を義務付ける法を公布しました。これにより、憐みの情に敏感すぎないかと危惧されていた陪審員にたいし、司法官が多くの影響を与えることができるようになりました。したがって、これは、そのような〔死刑の一訳者註〕決定が下されるための、圧力を強めるためのものでした。民主制の回帰のあと、陪審員の人数は9名になりましたが、そのシステムは変更されず、今日も適用されています。⁽¹⁰⁾

(10) 重罪院とフランスの陪審の歴史については、Bernard Schnapper, « Le jury français aux XIX^{ème} et XX^{ème} siècles », in *The Trial Jury in England, France, Germany, 1700-1900. Comparative Studies in Continental and Anglo-Saxon Legal History*, publication du Max-Planck-Institut für europäische

死刑判決の後には、何が起こるのでしょうか。どんな続きがありうるのでしょうか。民事事件と同様に、刑事事件においても、控訴をする可能性は開かれています。控訴は、奇妙にも、重罪事件においては存在しません。軽罪（最大で5年の投獄を導く、中程度の違法行為）を裁く軽罪裁判所では、控訴することができますが、死刑を言い渡せる、重罪院ではできません（この分野での控訴は、2000年にやっとできるようになりました）。受刑者とその弁護士にとって、唯一可能性が開かれているのは、手続きが順守されていなかったこと、すなわち、判決が不正であったことを証明することです。ですから、フランスの最高法院である破毀院に、破毀申立てをしなければなりません。破毀院は、[事実の一訳者註] 内容については意見を表明することはできません。裁判が破棄された場合、被告人は、別の重罪院に送られます。

破毀申立てが却下された場合、命が助かる唯一の可能性は、恩赦嘆願にあります。じっさい、フランスでは、異論にもかかわらず、また、その人の政治的影響力がどうであれ、国家元首がつねにこの権利を保持してきました。したがって、第三共和制と第四共和制の大統領は、役割としては、とりわけ肩書と外交的なものにとどまっていたものの、この分野では、支配力を持っていました。⁽¹¹⁾ 恩赦の嘆願は、死刑囚が求めなくとも、司法省により、職務として行われました。その手続きは、捜査書類の再検討で、これに、裁判にかかわった司法官（裁判長と検事）、司法省の各部の長、それから、1947年の設置後について

Rechtsgeschichte, Francfort, 1987, p. 165-239 ; Jean-Pierre Royer et Renée Martinage (dir.), *Les destinées du jury criminel*, Hellemmes, Ester, 1990 ; James M. Donovan, “Magistrates and Juries in France, 1791-1952”, *French Historical Studies*, vol. 22, n° 3, summer 1999, p. 379-420 ; Association française d’histoire de la justice, *La Cour d’assises. Bilan d’un héritage démocratique*, Paris, La Documentation française, 2001 ; James M. Donovan, *Juries and the transformation of criminal justice in France in the nineteenth & twentieth centuries*, Chapel Hill (N.C.), The University of North Carolina Press, 2010を参照。

- (11) 恩赦の歴史については、福田真希『赦すことと罰すること：恩赦のフランス法制史』名古屋大学出版会、2014年を参照。

は、司法官職高等評議会のメンバーたちによる、さまざまな意見が加えられました。⁽¹²⁾ 続いて、受刑者の弁護士が大統領によって召喚され、そのあと、大統領は自由に決定を行います。

平均して、3分の2以上の死刑囚が、執行を免れます。刑は、しばしば、それよりも下の段階のもの、すなわち、終身の労役か懲役に軽減されます。恩赦された死刑囚は、このとき、通常の囚人の運命をたどります。1945年以前は、終身の刑は厳格に適用されていましたが、その後は、刑の免除や仮釈放の発展により、何人もの受刑者が、いつか自由を取り戻すことになりました。

2) 死刑に相当する犯罪と犯罪者

フランスでは、どんな犯罪に死刑が行われるのでしょうか。1810年刑法典には、特筆すべき安定性があります。19世紀初頭に、死刑に相当した犯罪は、死刑廃止の時、少しだけ変わってはいたものの、依然として死刑を導くものでした。⁽¹³⁾ 重罪院では、20世紀には、謀殺（予謀を伴う殺人）、拷問や野蛮行為、職務遂行中の公務員にたいする、殺人の意図を伴う傷害、尊属殺人⁽¹⁴⁾、毒殺、その他の重罪あるいは軽罪を伴う殺人、去勢で死に至った場合、居住されている建造物への放火、建造物あるいは車両の、爆発物による故意の破壊、偽証で死刑

(12) Nicolas Picard, « Des guillotines de papiers : les archives gracieuses du Conseil Supérieur de la Magistrature sous la IV^e République », *Page 19, Bulletin des doctorants et des jeunes chercheurs du Centre d'histoire du XIX^e siècle*, n° 2, printemps 2014, p. 113-127 ; « Des guillotines de papier » ; N. Picard, *Le Châtiment suprême*, *op. cit.*, p. 313-322.

(13) 国家の安全にたいする重罪と軍事的な重罪を除いた場合である。これらの犯罪は、特別裁判所で裁かれ、罪科の決定も、さらに広いバリエーションを持つ。

(14) この犯罪については、とりわけ ミシェル・フーコー [Michel Foucault] 『ピエール・リヴィエールの犯罪 — 狂気と理性』岸田秀・久米博訳、河出書房新社、1975年；Sylvie Lapalus, *La Mort du vieux. Une histoire du parricide au XIX^e siècle*, Paris, Tallandier, 2004；ミシェル・フーコー [Michel Foucault] 『ピエール・リヴィエール — 殺人・狂気・エクリチュール 慎改康之・柵瀬宏平・千條真知子・八幡恵一訳、河出文庫、2010年を参照。

が導かれた場合に、死刑が言い渡されました。これらの重罪に、20世紀に議会が採択した、5つの違法行為を付け足さなければなりません。1937年の、子供の誘拐で死に至った場合（故意でない場合も）、闇市場での取引（1946年から、1949年に物資補給への統制が廃止されるまで）、1950年の、放火で死に至った場合（故意でない場合も）、1950年の、武装による窃盗、1954年の、子供の虐待で死に至った場合です。⁽¹⁵⁾ 未遂や共犯も同じ刑によって罰せられますが、実際には、単なる共犯や、単なる未遂が死刑により罰せられることは、ほとんどありませんでした。能動的に、意図的に、そして冷静に死をもたらした者だけが、実際に死刑を言い渡されました。

謀殺によってであれ、その他の重罪——一般的には窃盗——を伴う殺人であれ、受刑者の大半は、こうして死刑を言い渡されました。俗にいう「情熱による」重罪、いわば強い感情、特に恋愛の情熱の影響の下で犯された重罪は、とりわけ女性については、寛大に見られました。⁽¹⁶⁾ 多くの男性も、女性殺しの枠組みにおいて、重すぎる制裁を逃れることができました。⁽¹⁷⁾ 驚くには至らないことですが、窃盗と結びついたこの犯罪は、死刑囚の大半が、貧しい、さらにはとても貧しい、とりわけ不安定で、社会にうまく組み込まれていないカテゴリーの出で、⁽¹⁸⁾ 連帯にほとんど期待できなかったことを説明づけます。

(15) N. Picard, *Le Châtiment suprême*, op. cit., p. 70–84.

(16) Joëlle Guillaud, *La chair de l'autre. Le crime passionnel au XIX^e siècle*, Paris, Olivier Orban, 1986; André Rauch, *L'amour à la lumière du crime*, Paris, Hachette, 2009; Benoît Garnot, *Une histoire du crime passionnel. Mythe et archives*, Paris, Belin, 2014; Jacqueline Carroy et Marc Renneville, *Mourir d'aimer. Autopsie d'un imaginaire criminel*, Paris, La Découverte, 2022.

(17) L. Bodiou, F. Chauvaud, L. Gaussot et alii (dir.), *On tue une femme. Le féminicide : histoire et actualités*, Paris, Hermann, 2019; Christelle Taraud, *Féminicides. Une histoire mondiale*, Paris, La Découverte, 2022; Lydie Bodiou et Frédéric Chauvaud (dir.), *Archives du féminicide*, Paris, Hermann, 2022.

(18) Nicolas Picard, *Le Châtiment suprême*, op. cit., p. 271–304.

3) 死刑囚の数の変動

19世紀にゆっくりと少なくなっていた後、死刑判決は、1906年の大統領選挙の後、国民議会に、死刑廃止を目指した法案が提出された時には、最も低い水準となっていました。カーブはとても急速に再上昇し、両大戦の後、高い水準を保ちました。反対に、戦争そのものの時期は、普通法上の重罪にたいする死刑の適用には、あまりうってつけではありませんでした。戦後には、大きな増加が目立ちましたが、その後、1950年代初頭に、とても目立った暴落がありました。そして、死刑判決は長く残っていき、その後、1980年から1981年にかけての大統領選の時期に、再びわずかに上昇しました。これらの変化は、両大戦の時期にきわめて多かった、軍事的あるいは政治的な理由による死刑囚の数を、考慮に入れていないことを示しておかなければなりません。ただし、彼らもまた、破毀を申し立てたり、恩赦を受けたりする可能性をもっていました。これらの変化は、当時のフランスにおいて、死刑囚の収監期間が非常に多様であったことを説明づけることもできます。第三共和制においては、特別監視区域での死刑囚の収監期間の平均は、3か月だけでしたが、その後はずっと長くなりました。平均して7か月から8か月、さらには、戦後の一部の死刑囚については、3年⁽¹⁹⁾まで伸びました。

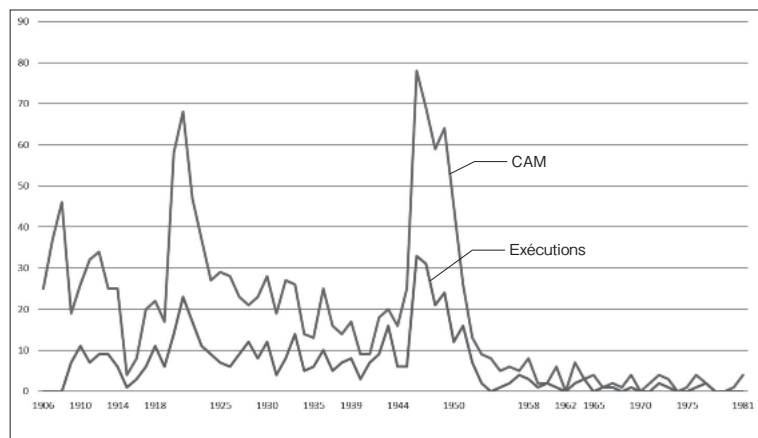
県は、長い間、刑事司法にとって、ちょうどいいレベルでいました。というのも、受刑者は、県の重罪院で裁かれ、場合によっては、これに続いて、県内の公共の広場で処刑されなければならなかったからです。およそ90ある県の、すべての拘置所（短期の刑を予定した刑事施設）は、したがって、通常、死刑囚を受け入れ⁽²⁰⁾えました。

彼らの拘置をしっかりと行い、脱獄を防ぐために、より設備の整ったいくつかの刑事施設に、死刑囚をまとめるのは、1950年代以降にようやく、少しずつ実現したにすぎませんでした。⁽²¹⁾この分散が意味するのは、一部の刑事施設では、

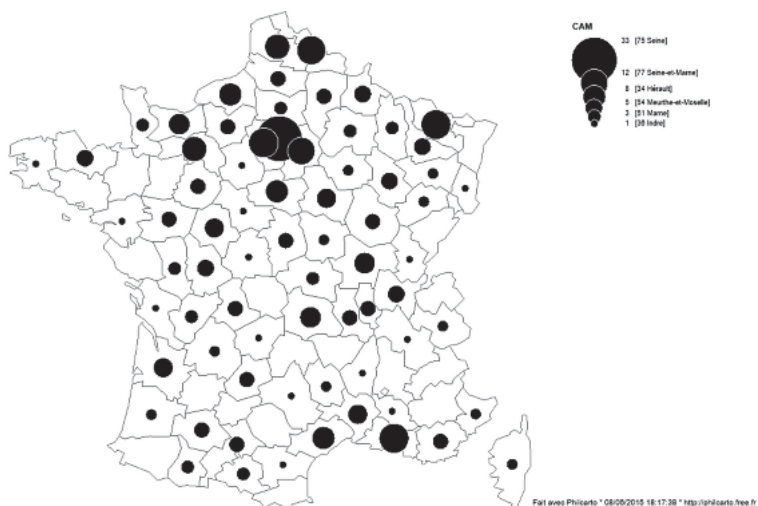
(19) *Ibid.*, p. 335-336.

(20) *Ibid.*, p. 388-390.

(21) Jean-Lucien Sanchez, « L'aménagement des établissements pénitentiaires : un



20世紀の死刑判決とその執行の推移



1945年から1952年にかけての終局的死刑判決の分布

死刑囚がほとんど見られず、10年に1回以下というところもあったということです。このことから、そのような場合が生じたときに、小さな刑事施設の看守たちが遭遇するためい説明されます。彼らの指針となる、手元のテキスト集が、かなり少ないのです。

4) 死刑囚の刑務所での権利の問題

死刑囚は、19世紀半ばまで、特殊な付加刑、「民事死」を被っていました。それは、「民事的権利へのあらゆる参加の停止」、すなわち、法的人格の消滅からなっていました。死刑囚は、物理的にはまだ生きていたものの、すでに亡くなったものとみなされていたのです。相続は開始し、婚姻は解消されました⁽²²⁾。この刑罰は、1854年に廃止されました。20世紀には、受刑者は、したがって、結婚し、遺言を書き、訴えを提起し、財産を所有することが可能でした。しかしながら、実際には、これらの能力は、投獄により妨げられました。この視点からすれば、死刑囚の運命は、[通常の一訳者註] 囚人のそれと同じとなります。囚人たちの実質的な権利は、一般的に、ほとんど発展していませんでした⁽²³⁾。

この、うらやむべくもない運命にたいする説明のひとつは、刑務所法が軽蔑されているということでしょう。この法は、じっさい、本質的に、規則に由来⁽²⁴⁾

espace à géométrie variable », *Cahiers d'études pénitentiaires et criminologiques*, dossier « La peine de mort, une histoire pénitentiaire », n° 57, octobre 2021, p. 9-11.

(22) Frédéric Charlin, « La mort civile, négation ultime de la personnalité juridique sous le Code Napoléon », *Beccaria. Revue d'histoire du droit de punir*, IV/2018, p. 59-86.

(23) Jean Bérard, « Genèse et structure des conflits politiques sur les droits des détenus dans la France contemporaine », *Déviance et Société*, 2014/4 (Vol. 38), p. 449-468.

(24) フランスではこの法分野が自律的に存在するようになったのはごく最近のことである。cf. Martine Herzog-Evans, *Droit pénitentiaire*, Paris, Dalloz, 2019 (3^{ème} éd.), p. 100 : 「[1995年まで]、大部分としては、刑務所法は、規範よりも下位(infranormatif)にとどまっていた。それは、制度それ自体から生成され、また、厳密に言えば、刑務所でのさまざまな関係や状況の全体を規制するものではな

し、内務省あるいは知事（1911年まで）、その後は司法省の指示からなっていました。『刑務所法典』と名づけられた年報が、1845年以来出版されていますが、それは、単にこれらの指導をまとめたもので、守るべき規則が体系化されているわけではなく、したがって、いつも簡単に見ることができたわけではありませんでした。さらにいえば、死刑囚にたいし、特別に向けられた規定は、ほとんどありません。19世紀後半、いくつかのテキストが勧告を行いました、通達が、さまざまな措置のすべてに、形式と構造を与えるのは、1949年3月9日を待たなければなりません。1950年代には、その他のテキストが、一部の側面を明確にしました。とりわけ、もっとも過酷だとされた条件、中でも、鎖の装着を軽減したのです。いかなる裁判官も、公務員も、これらの規則を適用することはできません。したがって、刑務所長、さらに、時には、受刑者と直接のコンタクトをとる看守長が、規則の適用につき、かなり広い裁量を持っており、時には、彼ら自身の規則や指導を作ってしまうこともあります⁽²⁵⁾。

死刑囚（その他の囚人の大部分も）の、収監中の権利と義務は、したがって、形式的で確かなものではありません。省や規則による指導が、まずは看守に向けられていることも強調しなければなりません。彼らは、ヒエラルキーの上位にある人々にたいし、それを守る責任を負っています。ここでは、死刑囚は、権利の主体というよりは、はるかに、客体として考えられているのです。その分野においては、慣習も、規則とまったく同じように、彼らに、通常何が認められるか否かを定義するさいに、決定的となっています。じっさい、その他の囚人とは異なり、彼らの収監は、監視と、追加の制約を前提とします。このこ

かった。さらにいえば、制度は、社会全体に与えられる枠組みとしての法によって結び付けられているとは感じていなかった。そこでは、法の征服はすべて、囚人（reclus）にたいする職員の支配力を減少させ、無秩序の原因となる性質を持つ、潜在的な危険に見えた。」より一般的な、司法の領域における処罰方法の歴史については、Michel Porret, Vincent Fontana, Ludovic Mangué (dir.), *Bois, fers et papiers de justice. Histoire matérielle du droit de punir*, Genève, Georg, 2012を参照。

(25) N. Picard, *Le Châtiment suprême*, op. cit., p. 384-388.

とは、この拘置が、それ自体として、一種の追加的処罰、「過度の刑罰」の一種をなすのではないか、という疑問が呈されます。

II. 死刑囚地区での処罰の緊張：看守と死刑囚の力関係（フランス、20世紀）

じっさい、死刑囚は、とりわけ厳しい収監レジームが適用される囚人のカテゴリーに属しますが、その適用は、彼らにたいする判決が最終的に確認されるのを待って、というわけではありません。その間、彼らの体は物体 (*corps-objet*) となり、この人が生理学的に生き延びていることは、執行がきちんに行われることと、そこに想定されて⁽²⁶⁾いる、見せしめということのためにしか、必要なくなってしまうかのようです。彼らの、通常の収監レジームは、それ自体として、[死刑という一訳者註] 罰への一種の追加刑を構成しています。死刑囚は、未決の者や、短期の刑罰を言い渡された者と同じように、拘置所に収監されます。彼らは、日中は鎖につながれ、夜間は手錠をはめられます。加えて、何キロにもなりえる、とりわけ重い足かせをつけられます。複数の証言によれば、この足かせは、肉体を傷つけるものです。彼らは、その [= 死刑囚の収監の一訳者註] ために特別に整備された独房の中で、監視人による絶え間ない監視に服し、さらに、ほとんど何にも持たせてもらえません。したがって、一時的に必要な物からトイレットペーパーまで、あらゆる便利なものを得るためには、看守が必要な⁽²⁷⁾のです。この拘置は、4か月から、一部の例外的な場合には、数年かかります。それは、破毀院が破毀申し立てについて検討したり、司法省と

(26) 死刑囚がギロチンに向かって歩けるように、医者が心配し、この人を急いで蘇生している、アンドレ・フランカンの図版が、皮肉をもって示しているように。André Franquin, *Idées noires L'intégrale*, Paris, Audie-Fluide Glacial, 2004, p. 28.

(27) Jean-Claude Vimont, « Les fers des condamnés à mort. Détention carcérale et instrumentalisation politique durant l'Épuration en France », in Michel Porret et alii, (dir.), *Bois, fers et papiers, op. cit.*, p. 299-312. N. Picard, *Le Châtiment suprême, op. cit.*, p. 398.

大統領府が恩赦の嘆願を検討したりする期間となります。これらの条件においては、死刑囚が、監視人にたいし、自律の余地を持っているとはイメージしにくいでしょう。

看守と死刑囚の間に力関係が存在するという考えは奇妙なものです。もっとも重い刑罰を言い渡され、すでに、生ける者の共同体から、さまざまな側面において、追い出された囚人が、監視人によってなされた仕事の負担になりうるというのでしょうか。

もし、理論的には、彼らが処罰をみこした収監レジームに服しているわけではないとしても、（そして、かつて死刑を言い渡されたジャック・ルルージュⁱⁱⁱ（Jacques Lerouge）が、その回想録の中で述べているように、もし、彼らのふるまいについての、ある種の不処罰が、時々保障されるとしても、実際には、彼らにたいする絶え間ない監視は、彼らを、その態度や身振り、言葉にたいする、いくつものミクロな判決（micro-jugements）とリアクションにさらすのです。理論の上では、看守によるリアクションは、純粹に保安上の理由によって生じなければなりません。監視人に渡される通達や指示書では、処罰よりも、自殺や脱走、あるいは職員への攻撃を避けるための措置が、問題となっているのです。たとえば、受刑者に拘束衣を着せるということは、常に保安上の措置として紹介されています。⁽²⁸⁾ ⁽²⁹⁾ そのような措置は、一部の死刑囚には、彼らの尊厳にたいする、耐えがたい侵害として受け取られないわけではありません。ボノ^{iv}の一味の生き残りに、この服を着せることが決定された時の反応が、それを

(28) Jacques Lerouge, *Le condamné à mort*, Paris, Stock, 1996, p. 20.

(29) Circulaire du 12 avril 1866, *Code des prisons*, t. IV. De 1862 à 1869, Paris, Librairie administrative de Paul Dupont, 1870, p. 264 ; Circulaire A.P. 83 « régime des condamnés à mort », 4 novembre 1953, Archives nationales, 19960136/36 (fonds de la Direction de l'administration pénitentiaire).

(30) Benoit Majerus et Nicolas Picard, « Objet-totem, objet-tabou : la camisole dans les institutions de soin et de coercition (France et Belgique, XIXe-XXe siècle) », in E. Génard et M. Rossigneux-Méheust (dir.), *Routines punitives*, op. cit., p. 165-187.

物語っています。⁽³¹⁾さらに、受刑者の収監条件を改悪する措置の一部は、正当化されてはいるものの、報いという視野の中に、報復措置として、含まれることは明かです。ここで、1980年に死刑を言い渡された、フィリップ・モーリス (Philippe Maurice) の例をとることができるでしょう。彼は、派手な脱獄の試みの後、懲罰用の独房のレジームに置かれることを言い渡されました。ただし、それは、家族の訪問が止められるという措置以外には、彼の日常をほとんど変えるものではなかったのですが（日中にマットレスと掛け布団を奪うにとどまったのです⁽³²⁾）。

死刑囚により出版された証言は、あまり体系的ではないものの、彼らを対象とする、数多くの嫌がらせについて論じています。そのような嫌がらせは、処罰の側面を帯びえますが、大部分が、刑務所において比較的良好であろう、虐待の形をとっています。したがって、死刑囚の独房では、処罰の範疇にあるものと、虐待の範疇にあるものとが連続的に存在しているのです。というのも、処罰が実際に許可されることは決してありませんし、その標的となる者によって受け入れられることも、ほとんどないからです。ここには、処罰が規則として定められており、処罰される者が、自らの処罰に協力することを予定しなければならないという枠組みはありません。しかしながら、物質的な、そうでなければ物理的な拘束を用いる、つまり、一種の暴力を用いる以外に、ある枠組みを超越して、処罰を科すほかの方法があるのでしょうか。ですから、死刑囚は、まずい食事や、郵便の発送にかんする問題、ケアの欠如、彼らが権利を持っているとみなしている、例えば本などの、いくつかの財産を手にする事への拒否、さらには、窃盗や没収などに、不満を漏らすことになるのです。これらの虐待を切り抜ける中で、死刑囚に与えられる、一種の行動の自由を見出した「処罰の緊張 (tensions punitives)」について語ったりすることができます。

まずは、死刑囚を監視する仕組みが、看守たちをも、彼らのヒエラルキーに

(31) « Les bandits tragiques », *Le Matin*, 6 avril 1913, p. 2 ; 同様に *Le Petit Parisien*, 6 avril 1913, p. 2.

(32) Philippe Maurice, *De la haine à la vie*, Paris, Le Cherche Midi, 2001, p. 140.

よる監視に晒すという考えを紹介します。第二の点として、この特別な状況が、受刑者と、彼らの監視人との間に喚起する、力関係についての証言を指摘します。そして、これらの力関係を結論付ける、「勝利」と「敗北」と、とりあえずは呼びうるものについて考察します。

1) 行政による監視人の監視

さて、高等監視^{vi}にかんする刑務所の記録文書は、保存されていれば、取り扱いきくい死刑囚に与えられる「懲罰」を資料的に裏づけできると考えられるかもしれませんが、実際には、看守自身が、ヒエラルキーによって、いかに監視されているかを見せてくれます。指令のトーンは、まず、看守にたいして威嚇的です。1943年に、カルバントラ刑務所の看守長は「いかなる機能不全も甘受されない」と書いています。⁽³³⁾別のノートには、「死刑囚の独房に何も残してはならない」と念を押した、「業務命令」の例が見られます。そこには、独房の清掃係を絶対に一人にしてはならない（その間、死刑囚は散歩をしています）と求める、手書きの追加もさらに見られます。⁽³⁴⁾死刑囚の監視にかんするノートは、たしかに、ときどき、束縛にたいする受刑者の不服従や抵抗、敬意の欠けといった小さな行動を記していますが、受刑者の動きは、監視の動きほどは書かれていませんし（よく、単なるRAS（rien à signaler）すなわち、特筆することはない、とまとめられています）、懲罰的な行為は、ほとんど書いてありません。この監視の活動は、監視の時間への言及や看守の署名、時には、受刑者が受けた訪問への言及でもって、上層部へ向けて強調されています。⁽³⁵⁾そこでは、返答として、監視人に通知された命令が喚起されています。それは、とき

(33) Archives départementales du Vaucluse, 1036 W 85, registre de surveillance de la condamnée à mort.

(34) Archives départementales des Bouches-du-Rhône, 1348 W 38, cahier de surveillance des condamnés à mort de la prison d'Aix-en-Provence.

(35) ルーアンのボンヌ＝ヌーヴェル刑務所の監視ノートも参照。これは、拘置所に保存されている。

どき、たいへん逸話的な点にかんするものです。たとえば、仕事終わりに署名をしなかった、カルパントラ拘置所の2名の監視人にたいする、1943年10月3日の部局のメモがあります。それは「最終所見」という、とても冷淡な形で彼らを威嚇しています。また、さらに、エクサンプロヴァンス刑務所の文書にある、1954年7月8日のメモは、ボールペンがなくなったことを気にして、夜勤の看守による説明を求めています。このように、これらのノートの中では、威嚇と制裁は、いつも看守に向けられているのです。

ですから、この、型にはまった、時にはかなり些細なことにこだわる枠組みでは、看守たちは、懲罰を科すことをためらうのです。懲罰は、場合によっては彼らに返ってきうるわけですし、死刑囚については、処刑まで生きたままである必要があるという、その事のために、指導層の注意が明示的に求められているので、余計にためらうことになります。じっさい、通達は、受刑者の気力を維持するため、指導層の側が定期的に訪問することを想定しています。⁽³⁶⁾ たしかに、この措置は、とりわけ、その定期的という性格は、どこでも適用されているわけではないようですが、おそらく、適用の可能性が、一部の行為を押しとどめることになります。受刑者の気力を侵害しないという事実から、なぜ、通常の処罰の枠組みに、ミクロの刑罰を追加することが避けられるのかが説明されます。さらに、指導層自身も、さらに上位の権威、すなわち刑務所の管轄区や県の権威のことを、考慮しなくてはなりません。そこには、一部の場合、受刑者の健康や気力の状態についての、日常的な報告が送られるからです。⁽³⁷⁾

(36) Archives départementales du Vaucluse, 1036 W 85, registre de surveillance de la condamnée à mort.

(37) Archives départementales des Bouches-du-Rhône, 1348 W 38, cahier de surveillance des condamnés à mort de la prison d'Aix-en-Provence.

(38) Circulaire du 12 avril 1866, *Code des prisons*, op. cit. L'article n° 3 du règlement du 9 mars 1949 portant sur le régime applicable aux condamnés à mort prescrit une visite quotidienne « du surveillant-chef ou d'un gradé ».

(39) 例として、les archives départementales des Bouches-du-Rhône, 1 Y 54 : correspondance sur la surveillance des condamnés à mort.

その結果、1949年に死刑を言い渡されたジョゼフ・ダミアニ^{vii} (Joseph Damiani) が示しているように、上層部は「面倒をめちゃくちゃ怖がる (avoir « trac fou des ennuis ».)」⁽⁴⁰⁾ ことになります。受刑者の監視での大きな失敗は、キャリアにたいする重い結果となりえます。たとえば、1981年の、フィリップ・モーリスによる脱獄の試みの後、「フレーヌの刑務所群の長 (le directeur des prisons) は引退に追い込まれ、拘置所を取り仕切っていた次長と、特別保安区域と死刑囚区域を担当していた者たちは異動させられ、さらに、一名か二名の看守が降格された⁽⁴¹⁾」。この事件は例外的ですが、この監視の問題が、政治権力と行政の目には、重要性を帯びていたことを示しています。大臣から看守長に至るまでの、階層秩序のコントロールは、このように、常々、看守を、最大限に慎重になるように促すのです (たとえ、1951年のアミアン刑務所での、2名の脱獄に至るくらいの、大きな機能障害の場合が、さらに資料から裏付けられたとしても、これらの機能障害は、死刑囚にとって不利にはなりません。というのも、死刑囚は、監視のルーズさと甘さを利用して、脱獄を準備するからです⁽⁴²⁾)。

2) 看守と受刑者の間の緊張と力関係にかんする証言

死刑囚が、上層部への直接的にアクセスできるだけでなく、さらに、教誨師や検察官、ソーシャルアシスタントといった、その他のアクターへも、特権的

(40) X ... [Joseph Damiani], « Huit mois, face à la tombe. Journal d'un condamné à mort », *Le Soleil noir; Positions* n° 2, juin 1952, p. 104 (Criminocorpusのサイトで閲覧できる。cf. présentation par Jean-Claude Vimont, mise en ligne le 14 février 2015 : <https://criminocorpus.hypotheses.org/10379>).

(41) P. Maurice, *op. cit.*, p. 140-141.

(42) N. Picard, « La “belle” ou la Veuve : résistances, rébellions et tentatives d'évasion des condamnés à mort en France au XXe siècle », *Criminocorpus* [オンライン], in Anne-Emmanuelle Demartini (dir.), dossier « Attica ! Attica ? Dynamiques des révoltes dans les prisons (XXe -XIXe siècles, Amérique du Nord, Europe). Ordre et désordre carcéral : la révolte, récits, formes conditions », mis en ligne le 3 décembre 2019. URL : <http://journals.openedition.org/criminocorpus/6659>

にアクセスができることによって、彼らは、不当だと判断された行動があれば苦情を簡単に上にあげられます。1971年に、看守を殺害したために死刑を言い渡されたギー・ショファール^{viii} (Guy Chauffeur) は、まさに、こう説明しています。「奴らは俺を痛めつけられなかった。奴らは俺に触る権利がなかったんだ。もし俺が指にちょっとでもかすり傷を負ってようなら、みんなが来てくれたんだぜ。お医者とか、刑務所長とかな...」⁽⁴³⁾

しかしながら、潜在的な苦情と、それによる、看守にとって不利益な結果については、刑務所関係の記録文書に痕跡を見られませんでした。ですから、これらを観察するには、証言に目を向けなければなりません。それは、この場合には、(報道の中あるいは著作の形で) 活字化されている証言や、参考資料から集められた口頭の証言ですが、これらに目を向けるには、いくつかの困難が伴います。刑務所におけるアクターの証言は、ときどき、看守と受刑者の間に存在しうる緊張に言及しています。監視は、受刑者に付き添う仕事の一つの側面にすぎず、また、看守は、付き添いの仕事について、真に養成されているとはいえないわけですが、彼らは、この仕事にたいする、ある種の不安のほか、一部の受刑者によって掻き立てられる不快感についても言及しています。ただし、彼らはいつも、これらの感情にたいしてもつことができる、職業的な距離をうまくとっています⁽⁴⁴⁾。彼らによれば、とりわけ、懲戒 (correction) と自重 (retenue) の可能性があり、それは、難しい受刑者に向けられるほど目立つようになりうるのですが、このような受刑者にたいしては、看守は、通常の懲罰権を正式にはく奪されています。記者たちの証言も同じ流れとなっています。というのも、事実、彼らは、看守たちから与えられる情報に依存しているからです。彼らに情報を与え、特別監視区域におけるガイドとなるのは、看守たち

(43) Philippe Boudin et Hubert Vieille, *Condamnés à vivre. Justice, meurtriers et victimes*, Paris, Le Félin, 1991, p. 83.

(44) N. Picard, *Le Châtiment suprême*, op. cit., p. 414. Jean-Pierre Ricard, *Traversières de hasard. Mémoires d'un directeur de prison*, Paris, Ed. du Panthéon, 2019. も参照。

ですから⁽⁴⁵⁾。ジャーナリストたちから与えられる印象は、時々、動物の保護者（「猛獣」という言葉が用いられています⁽⁴⁶⁾ —この点において、わたしは動物園、また、動物への懲罰の問題との比較を行うのがおもしろいかもしれないと思いました⁽⁴⁷⁾）のようです。すなわち、監視は、このように、受刑者を客体化し、脱責任化する傾向にあるということです。

弁護士たちは、回想録やインタビューの中で、依頼人の収監条件について、あまり言及しません。実際、彼らは、まず恩赦を得るための複雑な駆け引きに、専心していることが多いです。私は、彼らが、依頼人たちの悪しき収監条件に、反応している例を見つけることができませんでした。その一方で、依頼人によって、それが指摘されることはありました。たとえば、イヴ・モープティ^{ix}（Yves Maupetit）が、彼の弁護士についてこう述べたようにです。「バルネ弁護士が俺のところにおいでなすったとき、こうやって足かせをつけられてるのを見て、涙をどばっと出したんだ⁽⁴⁸⁾」

したがって、異なる視点を理解し、世間が期待している改悛者の役割に甘んじることを拒否する受刑者に向けられる、懲罰の次元を帯びうる冷遇について話されているのを聞くには、死刑囚の、めったに出ない証言にいくつか目を向けなければなりません。死刑囚が、看守にたいし、むしろ感謝していることもしばしばあるだけに、これらの証言は、さらに珍しくなることを明示しておきましょう。というのも、看守は、彼らの日々に人間性と慰めをもたらし、多くの会話やゲーム活動をいっしょに行っているからです⁽⁴⁹⁾。しかし、1950年代に自

(45) N. Picard, « Des fauves en cage... », art. cit.

(46) Jean Bocognano, *Quartier des fauves (prisons de Fresnes)*, Paris, Le Fuseau, 1953.

(47) Violette Pouillard, *Histoire des zoos par les animaux. Impérialisme, contrôle, conservation*, Ceyzérieu, Champ Vallon, 2019.

(48) Pierre Devey, *Dans l'ombre de la guillotine. Yves Maupetit raconte*, Paris, Garancière, 1984, p. 180.

(49) N. Picard, *Le Châtiment suprême*, op. cit., p. 440.

らの物語を出版したジョゼフ・ダミアニは、自分の「権利」⁽⁵⁰⁾と思っているものを強調するような、不服従の態度 (*une attitude d'insuffisante soumission*) の結果として受けた屈辱について述べています—なるほど、ここに、かつての法学生⁽⁵¹⁾の得意技が見られます。1981年のフィリップ・モーリスについても同様です。「俺には、もっといい飯にたいする権利が法的にあったわけだが、それをゲットするためにはいんちきをしろと言われたんだぜ。俺はそこまで身を下げるのはいやだと言ったけど、[通常の食事に] 満足してたわけでもなかったな」⁽⁵²⁾さらに、緊張は、時々看守の頭を通り越して、上層部に直接向けられることもあります。たとえば、1980年に死刑を言い渡された、ジャン＝ジャック・ニコラ^x (Jean-Jacques Nicolas) の場合です。彼は、看守みんなと仲良くなったと言いながら、「上層部とのいざこざ」—彼はその原因を明確にしていないのですが—⁽⁵³⁾を理由に、食べ物と飲み物を断つストライキを行いました。

3) 死刑囚の日々の勝利と敗北

もちろん、これらの手記では、自らが演出されていることを考慮しなければなりませんが、こうして、「看守野郎 (*matons*)」に、死刑囚が「勝利」した、いくつかの事例を見て取ることができます。1950年代に、ダミアニが、「意地悪くギロチンをほのめかした」看守のひとりを、どうやって「謝罪にまで」⁽⁵⁴⁾至ら

(50) X... [Joseph Damiani], *op. cit.*, p. 90, 92 et 101.

(51) ジョゼ・ジョバンニという映画監督および小説家として知られている、ジョゼフ・ダミアニの生涯については、Franck Lhomeau, « Les premiers Français de la Série noire (3^{ème} partie) », *Temps noir. La revue des littératures policières*, n° 16, 2013, p. 181 et suivantes. ラジオシリーズ « Affaires sensibles », 番組 « La sombre histoire du roi du polar, José Giovanni », diffusée le 5 avril 2023 sur *France Inter*. Podcast : <https://www.radiofrance.fr/franceinter/podcasts/affaires-sensibles/affaires-sensibles-du-mercredi-05-avril-2023-8996900> も参照。

(52) Philippe Maurice, *De la haine à la vie*, *op. cit.*, p. 126.

(53) Philippe Boudin et Hubert Vieille, *Condamnés à vivre*, *op. cit.*, p. 108.

(54) X... [Joseph Damiani], *op. cit.*, p. 94.

せたかを語っています。「奴は、（俺が）班長に泣きつきゃしないかって心配して、屈服したんだ」。別の例としては、フランシス・ギュイヨ（Francis Guillo）^{xi}が、デリカシーに欠ける監視人に抗議するために、刑務所での上下関係をもてあそんでいます。

「ある朝、5時ごろに、ひとりの看守野郎が、よく見えないとか言って、俺の独房の電気をつけやがったのを覚えているぜ。俺はベッドに飛び込んで（Je fais un saut dans mon page）、思ったよ。『やったぜフランシス、おめえ一杯食わされてやがるよ（t'es marron）』ってな。その時、本当に怖くなったんだよ。で、俺はムショ（taule）のトップに一言言ってやったんだ。奴は俺に会いに独房（cellot）にやってきたから、俺は中国の拷問かよって聞いてやったんだ。あのバカ看守野郎め、それまで一度も宿直やったことがなかったんだ。」⁽⁵⁵⁾しかしながら、問題の「看守野郎」が、懲戒処分をさらに受けたかはわかりません。

私たちが持っている証言の中では、フィリップ・モーリスだけが、1981年の、血にまみれた脱獄の試みの後、一定のコンセンサスのもと、実際に罰せられました。彼は、まず、漠然といらだっていたので、特別監視区域の次長に、たっぷり煙草を渡されました。この人は「[モーリスを一訳者註] 殺さないようにしつつも、奴らに棒で殴らせ」⁽⁵⁶⁾ました。彼の常夜灯は、睡眠をさらに妨害するために、昼光ランプに替えられました。食事は常に冷たいままで、彼に与える前に、食器（gamelle）に唾を吐く看守もい⁽⁵⁷⁾ました。これらの虐待は、並行的な被害者を出します。死刑を言い渡され、同じ地区に収監されていたイヴ・モーブティは、抗議するために、シャワーを拒否しました。「明らかに、これは奴らのお気に召さなかった。毎日、毎晩、奴らは独房を隅まであさって、体も調べようと俺を裸にしたんだ。」⁽⁵⁸⁾面会も禁止されました。これらの虐待は、脱獄の試みのせいで、看守の一人が重傷を負ったために、職員たちにトラウマを与えた

(55) Philippe Boudin et Hubert Vieille, *Condamnés à vivre*, op. cit., p. 133.

(56) Philippe Maurice, *De la haine à la vie*, op. cit., p. 135.

(57) *Ibid.*, p. 153.

(58) Pierre Devey, *Dans l'ombre...*, op. cit., p. 181.

可能性があるのが事実である限り、責任者に何の結果ももたらしません。政治権力は反応しませんでした。おそらく、死刑廃止の可能性への反対が非常に盛り上がっていた、看守の労働組合にたいして、かなり慎重であったからでしょう。このことは、おそらく、なぜ、これらの虐待が、処罰されなかったかを説明づけます。

最後に、懲罰と虐待は、恩赦を受けた受刑者にたいして、とてもよく見られることです。たとえば、ギー・ショファールが、マンドの特別監視区域に移送された後⁽⁵⁹⁾に、ほのめかしているようにです。職員は、ある種「挽回する」ことができるというわけです。

まとめ

収監条件の重さにもかかわらず、結局、ガイドすること（canaliser）が困難だとなりうる受刑者にたいする、通常の処罰権限をはく奪されているので、看守は、その支配力を維持するため、複数の選択肢から選ばなければなりません。選択肢は、処罰行為のカモフラージュから、処罰の側面に安全上の取り扱いを押し付けることができるようにする、司法への報告（signalement）に至るまであります。そして、両者の間には、自分自身が報告されないための、定式化された弁明があります。ここで、ミクロの処罰が、力関係の形成の中に刻み込まれるのですが、そこでは、死刑囚が、その状況にもかかわらず、いくつか方策を持っています。看守と死刑囚を結びつける、この極めて独特な関係にみられるシーケンスは、その他の枠組みについても一般化できうでしょう（たとえば、学校の枠組みを想定しています）。まず、第一には、ミクロの処罰は、処罰する者を彼らの上下関係にさらし、それゆえに、一種のリスクテイキングを構成するということです。あるいは、その結果、このミクロの懲罰が、力関係の中に組み込まれるということです。この関係においては、処罰される者は、

(59) Philippe Boudin et Hubert Vieille, *Condamnés à vivre*, op. cit., p. 85-86.

その限界を試すことができ、したがって、この人を処罰しうる者にたいする不服従の幅を好きなようにするのです。そのことは、ミクロの懲罰が、ある一定の場合においては、処罰する者とされる者の間で、一種の暗黙の交渉となることも意味します。最後に、処罰は、一般的に、より広い意味での暴力と連続をなし、そこに、管理された者たちが従属するのです。今では、死刑が廃止されたにもかかわらず、この超過処罰の慣行は、一部のとりわけ敏感な受刑者が受けた、刑務所での取り扱いにおいて存続しています。たとえば、パリで131名の死者を出した、2015年11月13日のテロの犯人、サラ・アブデスラム（Salah Abdeslam）^{(60)xii}がその例です。

(60) Julie Brafman, « Un régime carcéral sous très haute surveillance », *Libération*, 4 février 2018 ; Elsa de la Roche Saint André, « 13 Novembre : que sait-on des conditions de détention de Salah Abdeslam ? », *Libération.fr* [*en ligne*], publié le 13 septembre 2021. URL : https://www.liberation.fr/checknews/13-novembre-que-sait-on-des-conditions-de-detention-de-salah-abdeslam-20210913_RCCHRETLDVDMBPXN2WNJWLIZMQ/n. このような収監レジームの復活は、イタリアでのマフィアの隔離の例から示唆を得ている。Vincenzo Olivieri (entretien), « Terrorisme et radicalisation : la nécessité d'un régime carcéral adapté », *Droit pénal*, janvier 2017.

文末脚注

- i アンシャン・レジームにおいては、2種類の拷問があったが、ルイ 16 世はその両方を廃止している。まず廃止されたのが、死刑の決定した受刑者にたいし、共犯者を引き出すために行われた、処刑先行拷問である。これは、1780年8月24日の国王宣言により廃止された。次に、訴訟手続きの途中に、一定の場合に自白を引き出すために行われた事前拷問は、1788年5月1日の国王宣言によって廃止された。Jourdan, Isambert et Decrusy, *Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, t. 26, Belin-Leprieur, Paris, 1827, pp. 373-375 ; *Ibid.*, t. 28, pp. 526-532.
- ii 司法官職高等評議会とは、司法権の独立にかんし、大統領を補佐することを任務とする合議機関である。
- iii ルルージュは、1968年5月に、銀行強盗に参加した際に、殺人を犯し、1971年12月1日に死刑を宣告されたが、無期懲役に恩赦された。
- iv ボノの一味は、20世紀初頭に北フランスで活動した犯罪集団である。うち4名は、1909年1月11日に処刑された。4名もの受刑者がいどきに処刑されるのは、近代フランス史においてもかなり珍しい事例である。
- v モーリスは、3度の軽罪による有罪判決の後、1980年10月28日に、2名の警察官の殺害などで死刑を言い渡されたが、1891年5月25日に、恩赦のため、無期懲役とされた。モーリスの事件について、詳しくは井上前掲稿を参照。
- vi 高等監視は、刑期を終えた受刑者のうち、再犯の可能性が高い者にたいして行われる。
- vii ダミアニは、1945年に3名の殺害で逮捕され、1948年7月10日に死刑を言い渡された。その後、1949年3月3日の恩赦を経て1956年に釈放され、その後はジョゼ・ジョバンニ (José Giovanni) の名で作家、映画監督などとして活躍した。彼の獄中記、*Huit mois, face à la tombe. Journal d'un condamné à mort*は、Criminocorpusで参照できる。(https://criminocorpus.org/fr/bibliotheque/page/79454/)

- viii ショファールは、収監中の1971年7月27日に、届け物の中に隠されていたピストルで、看守を殺害した。1972年3月29日に死刑判決を受け、破毀を経た、再度の裁判でも死刑を言い渡されたが、1973年5月14日に恩赦された。
- ix モーブティは、1978年1月末に、パートナーの女性と3人を殺害。パートナーの女性の逮捕のあとも、モーブティは強姦を犯し、1981年2月25日に死刑を言い渡されたが、同年に死刑が廃止されたため、執行を免れた。
- x ニコラは、殺人のため1980年11月26日に死刑を言い渡されたが、死刑の廃止により執行を免れた。
- xi ギュイヨは、殺人の意図を伴う複数の暴力や加重窃盗により、1954年1月27日に死刑を言い渡されたが、1955年2月22日に恩赦された。
- xii アブデスラムは、2015年11月13日にパリ郊外にある競技場で生じ、130人の死をもたらした、イスラム教過激派による自爆テロの一員で、2022年6月29日に終身刑（*perpétuité incompressible*）を言い渡された。